

官報

号外

令和四年五月二十五日

○第二百八回 衆議院会議録 第二十九号

令和四年五月二十五日(水曜日)

議事日程 第二十四号

令和四年五月二十五日

午後一時開議

第一 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

第三 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国務大臣の演説

○本日の会議に付した案件

日程第一 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第三 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

鈴木財務大臣の財政についての演説及びこれに対する質疑

令和四年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

○議長(細田博之君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員尾身幸次君は、去る四月十四日逝去されました。痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

尾身幸次君に対する弔詞は、議長において去る二十日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに大蔵委員長の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章、尾身幸次君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(細田博之君) 日程第一及び第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

元議員尾身幸次君逝去につき弔詞贈呈の報告

資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案

日程第一 労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、労働者協同組合法等の一部を改正する法律案、日程第二、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長 橋本岳君。

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案
令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔橋本岳君登壇〕

○橋本岳君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、労働者協同組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働者協同組合の事業の健全な発展を図り、持続可能で活力ある地域社会の実現に資するため、非営利性が徹底された労働者協同組合を特定労働者協同組合として認定することができ、制度を創設するとともに、特定労働者協同組合に対する税制上の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

次に、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付

金に係る差押禁止等に関する法律案について申し上げます。

本案は、低所得の子育て世帯に対する令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようになるため、給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十日の厚生労働委員会において、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

日程第三 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第三、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長中根一幸君。

脱炭素社会の実現に

令和四年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案 鈴木財務

二

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(中根一幸君登壇)

○中根一幸君 たいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、建築物省エネ基準への適合を義務づける範囲を住宅を含む原則全ての建築物に拡大すること、

第二に、市町村が定める区域の建築物に再生可能エネルギー利用設備の設置を促進する制度を創設すること、

第三に、建築物の防火及び構造に関する規制を合理化すること

などであります。

本案は、去る五月十二日本委員会に付託され、翌十三日斉藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、二十日質疑に入り、昨二十四日、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国務大臣の演説

○議長(細田博之) 財務大臣から財政について発言を求められております。これを許します。財務大臣鈴木俊一君。

(国務大臣鈴木俊一君登壇)

○国務大臣(鈴木俊一君) 先に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において決定いたしましたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受けて、今般、令和四年度補正予算を提出することといたしました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の概要について御説明申し上げます。

日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつありますが、国民生活や経済への感染症による影響は依然として続いております。こうした中、ロシアによるウクライナ侵略等を主な背景に、原油や穀物等の価格や供給の不安定化など、先行きの不確実性は高くなっており、今後、コロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねません。

こうした認識に立ち、四月二十六日に、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を決定いたしました。

総合緊急対策は、物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするためのものです。

総合緊急対策に盛り込まれた措置について、まずは、一般予備費及び新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用するなど、迅速に対応した上で、令和四年度補正予算を編成いたしました。

次に、令和四年度補正予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳出において、総額で約二兆七千億円を計上しております。

その内容としては、総合緊急対策に基づき、今後の災害、新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格、物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、六月以降の燃料油価格の激変緩和事業等の原油価格高騰対策に係る経費に約一兆一千七百億円、一般予備費に四千億円を計上するとともに、

新型コロナウイルス感染症対策予備費を新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費として使途を拡大した上で、これに一兆一千二百億円を計上しております。

また、国債整理基金特別会計への繰入として、約七十億円を計上しております。

歳入においては、公債を約二兆七千億円発行することとしております。

この結果、令和四年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計当初予算に対して歳入歳出ともに約二兆七千億円増加し、約百兆三千億円となります。

また、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

以上、令和四年度補正予算の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

国務大臣の演説に対する質疑

○議長(細田博之) これより国務大臣の演説に対する質疑に入ります。重徳和彦君。

(重徳和彦君登壇)

○重徳和彦君 立憲民主党・無所属の重徳和彦です。

会派を代表して、財政演説に関連し、岸田総理に質問します。(拍手)

冒頭、本日早朝、北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを複数発射して発射したことは、明確な国連安保理決議違反であり、我が国及び地域の平和と安全、国際秩序に挑戦する言語道断の行為であり、強く非難いたします。

それでは、質問に入ります。

初めに、日米首脳会談について、何点かお尋ねいたします。

今回のバイデン大統領の訪日は、ロシアのウクライナ侵略が続く中、日米同盟の強化とインド太平洋地域の平和と安定のため、極めて重要なタイミングで行われたものと評価し、歓迎しております。

対中関係において、米国が台湾防衛のため軍事的に関与する考えが明示されたことは、従来の米国のスタンスから変化があったものと捉えていますか。それに対応して、日本が取るべき安全保障政策への影響はありますか。答弁を求めます。

総理は、日本の防衛力を抜本的に強化し、その裏づけとなる防衛費の相当な増額を確保する決意を表明されましたが、財源をどのように確保するのか、他のどの経費を削減するのか、財政運営の重荷にならぬよう、責任を持ってお示しください。

また、GDP二%など防衛費の総額を論じる前に、我が国がF35戦闘機等の高額な防衛装備品を外国から爆買いすることで防衛予算を圧迫させ硬

直化させているという質的な問題を解決せねばなりません。防衛力強化と予算効率向上のためにも、防衛装備品の外国依存度を下げ、国内防衛産業への発注と健全な育成を進めるべきと考えますが、いかがですか。

十三か国で立ち上げた新たな経済連携、IPEF、インド太平洋経済枠組みへの参加は、日本にとつてどんな具体的メリットがあるのですか。米国が参加していないTPPの枠組みとの違いを踏まえ、どう使い分けていく戦略なのですか。答弁を求めます。

さて、安全保障政策について、立憲民主党は、我が国周辺の厳しい安全保障環境やウクライナ情勢も踏まえ、着実な安全保障を実現していくこととしています。

我が党は、弾道ミサイルなどの脅威に対する抑止力と対処能力を総合的に備えるため、日米同盟の役割分担を前提としつつ、専守防衛との整合性など多角的な観点から検討を行い、国民的理解を得ながら、現実的な防衛力を整備すべきと考えています。総理は、自民党の提言どおり、相手国の指揮統制機能等も含む反撃能力を保有する方針か。答弁を求めます。

我が国周辺における海上保安体制と自衛隊による補完体制の強化のためには、立憲民主党が提出した領域警備・海上保安体制強化法案を成立させるべきと考えますが、なぜ、政府は、相変わらず電話閣議など運用レベルの対応に終始し、法制化に消極的なのか。答弁を求めます。

次に、岸田内閣の基本姿勢について質問します。岸田内閣発足から八か月、当初の安倍、菅両政権からの路線転換への期待はすっかりしぼみ、自民長期政権の弊害が深刻化しています。

先日、細田博之議長は、一人当たりの月給で百

令和四年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

万円未満のような議員を多少増やしても罰は当たらないと、あるまじき発言をされました。衆院選の一票の格差を是正するいわゆる十増十減についても、繰り返し批判されています。憲法や法律に基づき措置に対する議長のこうした発言について、岸田総理は、総理大臣として、あるいは自民党総裁として、どう認識をされていますか。また、一部週刊誌で報じられているセクハラ疑惑についてしかるべき公の場で説明していないことを含め、議長の資格があると考えていますか。答弁を求めます。

四月二十三日、知床半島沖の観光船事故が発生しました。

亡くなられた方々及び御家族の皆様は改めて心よりお悔やみを申し上げ、行方の方からない方々の一日も早い発見、救助を望みます。

事業者の責任が極めて重いのは言うまでもありませんが、国交省の検査対応における問題も明らかにになりました。昨日は、海底から一旦引き揚げたカズワンの船体が落下するアクシデントが発生、監視体制上の問題がうかがわれます。国土交通大臣の責任についてどう考えるのか、お答えください。

コロナの第五波、第六波で多発したいわゆる自宅放置死を防ぐため、立憲民主党は、コロナかかりつけ医法案を提出しました。この法案は、これまでいけば患者側からの片思いにすぎなかったかかりつけ医について、明確な登録制度を整備し、医療の裾野を広げるものです。コロナ対策として既存の施策を繰り返すだけの政府と異なり、コロナ医療における出口戦略を明確に示しました。参院選の重要な争点にしてまいります。

岸田内閣もここへ来て検討の意向をにじませています。制度の概要すら明らかにしません。総理は、コロナ医療の出口戦略は何だと考えておら

国務大臣の演説に対する重徳和彦君の質疑

れますか。政府として、一部の関係団体の異論を恐れず、国民の命を守る、国民本位の立場から、かかりつけ医の制度化を出口戦略に位置づけることはできますか。お答えください。

今、何より、国民生活は輸入品の物価高と円安による悪いインフレに苦しめられています。現在の円安について、黒田日銀総裁は全体で見てプラスと述べていますが、総理の認識も同じですか。

立憲民主党は、国民生活を守るため、物価高と戦うことを宣言し、今こそ、政府、日銀アコードを見直し、前政権から続くアベノミクスの金融緩和策から脱却すべきと考えますが、総理、いかがですか。

また、安倍元総理の、日銀は政府の子会社という発言については、明確に否定することはできませんか。お答えください。

立憲民主党は、所得の再分配機能を強化するため、所得税の累進性強化、金融所得課税の見直しなど抜本的な税制改革を訴えています。分配なくして成長なしを訴えた総理は、なぜこうした税制改革に取り組まないのですか。答弁を求めます。

総理は、先般、外遊先で、資産所得倍増目標を表明しました。その際に言及した新たな仕組みとは何ですか。金融資産からの所得倍増を目指す政策は、富裕層を重視するものであり、分配重視の政策と矛盾します。金融所得課税の強化は、結局、やるのですか、やらないのですか。明確な答弁を求めます。

立憲民主党は、先進国で最低レベルの最低賃金について、時給千五百円を将来的な目標に、企業に公的助成を行い、百三万円の壁などと言われる控除や社会保険の扶養の在り方を検討しつつ、段階的に引き上げます。令和版所得倍増を明らかに訴えた岸田総理は、なぜ最低賃金の大胆な引上げ策を示さないのですか。また、百三万円の壁など

について、どう考えていますか。答弁を求めます。

物価が上がる中、高齢者の皆様を受け取る年金は、この四月から〇・四％下がりました。自民党は、予備費を濫用し、選挙前一回きりの五千円ばらまきで取り繕おうとしましたが、撤回に追い込まれました。そもそも、今回の年金減額は、我々が反対してきたいわゆる年金カット法が招いた結果です。法成立を強行した与党の一員として、総理は今回の年金減額は妥当と考えていますか。答弁を求めます。

建設工事受注動態統計調査において書換えや二重計上等の不正が行われていた影響により、統計が年間で兆円単位で過大になっていました。社会の姿を映す鏡であるべき統計において不正が十年近く続き常態化していたのに、GDPに与える影響は軽微と言つてのける政府の態度は、統計を信頼してきた国民に対し、不遜ではありませんか。国交大臣の責任をどう考えていますか。答弁を求めます。

立憲民主党は、子供、子育て関連予算を、対GDP比三％台を目標に、ほぼ倍増させることを訴えています。総理も同様のことを提唱していたはずですが、五月十三日の衆議院内閣委員会で、我が党の泉健太代表の質問に対し、いつまでに倍増するとか、そうした期限を区切つてはいないと答弁されました。いつまでという目標がなければ、予算倍増は実現しません。なぜ目標を曖昧にするのですか。お答えください。

今回の補正予算への質問に入ります。遅い、小さい、中身がない。予備費の埋め戻しを含め、こんな恥ずかしい予算を私は見たことがありません。

立憲民主党は、既に四月八日、二十一兆円規模の緊急経済対策をまとめ、大規模な補正予算の必

要性を強く訴えてきました。我々の案との比較を含め、以下、質問します。

私たちが今年二月の本予算審議中から再三指摘してきた燃油高騰対策補助金の追加財源措置が、今頃になって計上されています。二月の段階で私たちが予見できていた事柄を政府が予見できなかったのはなぜですか。

燃油高騰対策補助金の値上がり抑制の効果をどう評価していますか。九月までの財源を予算化していますが、十月以降をどう予見していますか。本予算審議の際にあらゆる選択肢に含まれていたトリガー条項凍結解除は、現時点で選択肢に入っていますか。答弁を求めます。

総額二・七兆円の予算のうち、予備費埋め戻し一・五兆円が、燃油高騰対策に充てて一・二兆円よりも多い。前例はありませんか。

予算とは、政策そのものです。今回の補正予算における政策は何ですか。語ってください。需給ギャップがマイナス三・一％、実ベースで十七兆円もあるのに、なぜ経済対策がたった一・二兆円なのですか。

予備費埋め戻し一・五兆円を今後の備えと呼んでいます。これは政策ですか。過去に例はありませんか。答弁を求めます。

令和二年度に始まったコロナ予備費は、今年度で総額二十兆円。ざっと国民一人当たり二十万円が、政府の自由に使えるポケットマネーに入っただけです。そして、今回は、使った予備費を一月後に補正予算で埋め戻すという、更に悲惨な次元に突入しました。絶対にやめるべきです。政策を具現化するための予算提案権という行政の使命を投げ出し、国会監視から逃れ、三権分立を崩壊させ、強権的な行政府をつくり出す、愚かな行いです。

この議場に在る全ての皆さん、目を覚ましてく

ださい。政府が使いたい放題に使ったプリペイドカードを、減った分だけチャージするのが国会の役割なのでしょうか。

絶対王政から議会制民主主義を獲得した歴史を暗転させる岸田政権は、歴史に残る愚かな内閣と言わざるを得ません。

総理には、予備費埋め戻しは民主主義を根底から崩壊させるとの懸念の声は届いていますか。聞く力はどこへ行きましたか。

予備費の埋め戻しだけではありません。この予算では、コロナ予備費を更に使途拡大する、コロナ・原油価格・物価高騰対策予備費という何でもありの予備費の創設を企図していますが、財政民主主義を完全に度外視しているという声に対し、聞く力はどこに行きましたか。お答えください。

先月、四月二十八日に既に支出された予備費について質問します。

本予算成立から僅か一月後の予備費支出は、政府の予見能力がゼロであることを露呈しています。年度が始まったばかりの四月中に一・五兆円も予備費を支出した例は過去にありますか。特に、一般予備費が四月に三千九百四十五億円も支出された例はありませんか。

累次の閣議決定で、予備費の使用は、国会開会中はこれを行わないのが原則とされています。なぜ、国会開会中なのに、補正予算でなく、予備費を使うのですか。閣議決定を無視しているという声に対し、聞く力はどこへ行きましたか。お答えください。

立憲民主党は、緊急経済対策において、低所得の子育て世帯の給付金では対象とならないワーキングプア、低年金者への五万円の臨時給付金と、消費税の時限的5%引下げを打ち出しています。政府の今回の緊急対策では、なぜ、コロナ予備費を使った低所得子育て世帯給付金のみ支出

し、同じように支援が必要な他の方々への給付金のための補正予算を組まないのですか。お答えください。

コロナ予備費の使途は、予算総則に厳格に規定されています。今回の支出が全てコロナ対策と言いつてもいいかもしれません。観光推進への九十億円が認められるなら、ほかの何にでも充てられるのではないのですか。答弁を求めます。

現に、令和二年度の予備費には不透明な使途が明らかにされており、我が党は、一般予備費、コロナ予備費に反対しました。

政府は、これまで八億八千二百万回分のワクチンに使われた支出の詳細を国会の場で明らかにしてください。また、医療現場で廃棄されたワクチンの量を調査し、国会に報告してください。

さらに、今年、二億回分の増産要請をした抗原検査キットのうち、九割が出荷されていないという事例も発生しています。このまま一億八千万回分が余剰在庫となれば、政府が買い取る費用に予備費九百二十九億円が充てられることになるのでしょうか。答弁を求めます。

最後に、立憲民主党は、我が国の議会制民主主義の根幹部分を崩壊させる岸田内閣から国民主権や国民生活を守り抜き、生活安全保障を実現していきます。

与党議員の皆さん、立法院の一員として、この恥ずかしい補正予算を是としないでください。野党各党の皆さん、結束して政府・与党に対抗し、自民党内の政権たらい回しではなく、本物の政権交代を目指してまいりましょう。

御清聴ありがとうございます。（拍手）

（内閣総理大臣岸田文雄君登壇）
○内閣総理大臣（岸田文雄君） 重徳和彦議員の御質問にお答えいたします。

米国の台湾政策についてお尋ねがありました。

今般の日米首脳会談では、バイデン大統領との間で、台湾に関する両国の基本的な立場に変更はないことを確認し、国際社会の安全と繁栄に不可欠な要素である台湾海峡の平和と安定の重要性を強調するとともに、兩岸問題の平和的解決を促しました。

台湾海峡の平和と安定は、日本の安全保障はもとより、国際社会の安定にとっても重要です。我が国としては、今後とも、米国を始めとする同盟国、同志国と緊密に連携しながら、兩岸関係の推移を注視してまいります。

防衛費の増額、その財源及び国内防衛産業の育成についてお尋ねがありました。

我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、まず行ふべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論し、積み上げていくことです。

その結果、防衛力の抜本的強化に当たって必要となるものの裏づけとなる予算をしっかりと確保していく考えであり、こうした観点から、先般の日米首脳会談では、防衛費の相当な増額を確保する、こうした決意を述べたところです。

こうした考えの下、防衛費の内容や規模等について、新たな安全保障戦略等の策定や今後の予算編成過程を通じて検討してまいります。その際に、防衛費を安定的に確保する観点から、財源の在り方についても併せて検討してまいります。

また、国内防衛産業は、我が国の防衛力の一部であり、産業基盤強化が急務です。近年、国内調達を増やしている一方で、FMS調達が高水準で推移しているほか、複数の国内防衛企業が撤退している厳しい現状も踏まえ、防衛産業強化のための抜本的な対策を検討してまいります。

I P E Fへの参加についてお尋ねがありました

た。

今般、東京でバイデン大統領がIPEFの立ち上げを宣言されたことは、この地域への米国の強いコミットメントを明確に示すものであり、我が国として高く評価しています。TPPに入っていない米国、インドとともに地域の経済秩序を形成していくという意義があり、自由で開かれたインド太平洋の実現にも資するものです。

IPEFは、サプライチェーンの強靱化など四つの分野の今日的課題について協力していくものであることに特徴があります。

IPEFが地域の経済秩序にとって有意義な枠組みとなるため、できるものから早期に具体的な成果を出していくことが重要であります。

一方、TPPは、ハイスタンダードでバランスの取れた二十一世紀型の新たな共通ルールを世界に広げていくとの意義を有しており、日本としては、引き続き、米国にTPP復帰を求めてまいります。

自民党から提言を受けた反撃能力の保有についてお尋ねがありました。

国民の命や暮らしを守るために十分な備えができていくのか、あらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討しているところです。

現在検討中であるため、お尋ねについてお答えできる段階ではありませんが、この検討は、これまで申し上げているとおり、あらゆる選択肢を排除いたしません。そして、憲法及び国際法の範囲内で、日米の基本的な役割分担を維持しつつ進めてまいります。

領海警備の見直しについてお尋ねがありました。

武力攻撃に至らない侵害に適切に対応するためには、警察機関と自衛隊との連携が極めて重要であり、現行の法制の下、海上警備行動等の発令手

続の迅速化を図ったほか、海上保安庁等関係機関

の対応能力の向上、情報共有・連携の強化、各種訓練の充実など、必要な取組を推進しています。

今後の取組については、お尋ねの法案を含め、法整備が必要という声があります。その中で、各機関の連携を充実させ、円滑にさせるために必要なものがないか、訓練等を通じて、なお一層の検討を進めてまいります。

政府としては、今後とも、あらゆる事態を想定し、我が国の領土、領海、領空、そして国民の生命と財産を断固として守り抜くという強い覚悟を持って、冷静かつ毅然と対応をしてまいります。

細田議長が発言等についてお尋ねがありました。

いわゆる増十減については、政府としては、審議会の勧告を受け、区割り改定法案を肅々と国会に提出するというのが現行法に基づく対応であると認識をしています。

その上で、議長の発言のあった議員定数を含めた選挙制度の在り方については、議会政治の根幹に関わる重要な問題であることから、各党各会派間で御議論をいただくべき課題であると考えております。

また、御指摘の一部報道については事実関係を承知していませんが、一般論として、議長の資格があるかどうかについては、行政府の長として、意見を述べる立場にはないと考えております。

知床遊覧船事故に関する国土交通大臣の責任についてお尋ねがありました。

まず、今回の事故で亡くなられた方々に対し、改めて心より哀悼の意を表するとともに、御家族の方々にお悔やみを申し上げます。

今回の事故を起こした事業者については、昨年の事故後、国土交通省において特別監査を実施し、さらに、抜き打ちで改善内容の確認を行った

との報告を受けていますが、事業者の安全意識の欠如を十分に把握できなかったことについて、真摯に受け止め、監査の方法も含め改善を図っていく必要があると考えています。

今回の事故を受け、私からは、法的規制の在り方を含め、安全対策の在り方について検証、検討を行う検討会を立ち上げ、徹底的に安全対策を講じていくことを指示し、現在、国土交通省において、有識者から成る検討委員会で検証、検討を進めていると承知しています。

このような痛ましい事故を二度と起こさないよう、国土交通大臣において、責任を持って小型旅客船の総合的な安全対策に取り組んでまいります。

また、カズワンの引揚げについて、昨日、作業中に船体が落下し、現在、事業者が原因を調査しているとの報告を受けており、国土交通省において、事業者が安全かつ確実に作業を実施するよう、適切に指導をしていくこととしております。

新型コロナウイルスの出口戦略及びかかりつけ医についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスについては、平時への移行期間として最大限の警戒感を維持しつつ、専門家の意見も踏まえながら、徐々に通常の社会経済活動を取り戻してまいります。

かかりつけ医については、今後、その機能を明確化しつつ、患者と医療者双方にとってその機能が有効に発揮されるための具体的な方策を検討していくこととしており、コロナ禍での課題への対応という観点も含め、速やかに、かつ丁寧な制度整備を進めてまいります。

円安と金融政策についてお尋ねがありました。黒田総裁の個々の発言、特に為替の水準等についてコメントすることは差し控えますが、為替の安定は重要であり、急速な変動は望ましくないと

考えます。

その上で、一般論として、円安により、輸出や海外展開をしている企業の収益は改善する一方、輸入価格の上昇を通じて企業や消費者に負担増となると承知しており、円安は日本経済に対して様々な影響を与えると考えます。

金融政策については、日銀において、平成二十五年の政府、日銀の共同声明の考え方に沿って、引き続き、物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて努力されることを期待しております。

また、政府と日銀の関係については、一般論として、政府は日銀に対して出資をしているものの議決権はなく、日銀には日本銀行法において金融政策や業務運営の自主性が認められていることから、政府がその経営を支配している法人とは言えず、会社法で言うところの子会社には当たらないと考えております。

金融所得課税の見直し等の税制改革についてお尋ねがありました。

金融所得課税の見直しについては、様々な分配政策を進める選択肢の一つとして挙げたものであり、令和四年度税制改正においては、賃上げに向けた税制の抜本的強化を優先的に取り組んだところです。その上で、今後の金融所得に対する課税の在り方については、令和四年度の与党税制改正大綱において、様々な観点を踏まえ、総合的に検討していくこととされています。

また、日本の家計金融資産の半分以上が預貯金であることに鑑みると、我が国には、この預貯金を大きく拡大することのできるポテンシャルがあり、これを中間層に広げることが重要であると考えています。そうした観点から、NISAの抜本的拡充のほか、新たな仕組みについて、今後、六月までに新しい資本主義のビジョン等を取りまと

め、それらを踏まえ、どのような施策を講じていくのか、幅広い観点から検討を進めてまいります。

なお、税制については、これまでも所得再分配機能の強化を行ってきており、今後も、成長と分配の好循環の実現に向け、総合的に検討してまいります。

最低賃金と百三万円の壁問題などについてお尋ねがありました。

最低賃金については、まずは、現実的な目標として、できる限り早期に全国加重平均千円以上となることを目指すこととしており、千円に到達した後も継続的に引上げに取り組んでまいります。

いわゆる百三万円の壁については、税制上、解消したところですが、企業の諸手当などへの援用などの慣行が残っており、引き続き、働き方に中立的な制度を幅広く検討し、必要な見直しを進めてまいります。

また、労働時間や収入によって社会保険の適用が変わる問題などについて、働き方に中立的な制度となるよう検討を進め、男女が希望どおり働ける社会づくりを進めてまいります。

年金額の改定についてお尋ねがありました。

令和四年度の年金額改定率はマイナス〇・四％となっておりますが、これについては、年金額の改定ルールに基づき、前年の物価等がマイナスとなったことを反映している数字です。公的年金制度については、将来世代の負担が過重にならないようにしつつ、長期的な給付と負担のバランスを確保し、将来にわたって持続可能な仕組みとしており、この仕組みに基づいて、年金を着実に支給してまいります。

国土交通省の統計問題についてお尋ねがありました。

建設工事受注動態統計調査における不適切な処

理により統計の数値に影響が生じていたことは、極めて遺憾であると考えます。

国土交通大臣は、今般の事案を受けて、給与等を自主返納して公的統計への不信を招いた責任を取るとともに、統計の適及改定、再発防止策の検討を進めているところでです。

なお、統計の専門家から構成される適及改定検討会議の報告においては、GDPの推計に用いられる建設総合統計への影響は軽微と考えられるとの評価があったと承知をしております。GDPへの影響も限られたものになると考えられますが、建設総合統計の適及改定が必要であり、引き続き、検証を行ってまいりたいと思います。

今回の事態を重く受け止め、統計の信頼回復に向け、人材育成、デジタル化、精度向上等に政府一体となって取り組んでまいります。

子供関連予算についてお尋ねがありました。

今後の子供政策に関する予算については、ことも家庭庁の下で、子供の視点に立つて、必要な子供政策が何かをしっかりと議論した上で、体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて、子供政策の充実にとり組み、取り組むことが重要であると考えております。

このように、まず必要な政策の在り方、そして社会全体での負担の在り方、これをしっかりと検討した上で、将来的に予算の増減を目指しているところでです。

燃油高騰対策についてお尋ねがありました。

ロシアによるウクライナ侵略などの予見し難い影響に機動的に対応するため、本年一月以降、状況を見極めながら、予備費によるきめ細かな原油価格高騰対策を講じてきました。六月以降も切れ目なく事業を実施していくため、今般、補正予算を計上しています。

政府による措置がなければ二百円を超える大幅

な価格上昇が想定された中、ガソリン価格を全国平均で当面百六十八円程度に据え置くなど、価格抑制の効果が確認されています。十月以降の対策については、今後、原油価格の高騰がどの程度長期化するのかなどを見極めながら、対応を検討してまいります。

トリガー条項については、三党検討チームにおいて引き続き検討するものと承知をしております。

予備費の計上については、平成二十八年度第一次補正予算において、熊本地震復旧等予備費を新設し、事業費よりも多く予備費を計上した例や、平成三十年度第一次補正予算において、大規模災害のため多額の予備費を使用した状況を踏まえ、一般予備費を積み増した例があると承知をしております。今般の補正予算は、不透明な情勢に伴う予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保するための政策であると考えております。

今般の総合緊急対策に盛り込まれた各施策を迅速に実行するとともに、昨年十一月に策定した事業規模七十九兆円の経済対策に基づく令和三年度補正予算の繰越し事業や、過去最大の令和四年度当初予算の事業を迅速かつ着実に執行した上で、新型コロナウイルスからの経済社会活動の回復を確かなものとしてまいります。

そして、補正予算において予備費を計上する趣旨についてお尋ねがありました。

足下のウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰等については、総合緊急対策によって緊急かつ機動的に対応してまいりますが、今後の災害や新型コロナウイルスの再拡大、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価の更なる高騰など、状況は予断を許しません。

こうした不透明な状況に伴う予期せぬ財政需要

に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、今般の補正予算においては、一般予備費と新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、合わせて五・五兆円の十分な水準を確保することといたしました。

政府としては、これら予備費を適切に活用することで、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。

国会開会中の予備費使用についてお尋ねがありました。

まず、お尋ねの、四月に一・五兆円の予備費が使用された例や三千九百四十五億円の一般予備費が使用された例はないものと承知しております。

御指摘の閣議決定との関係については、国会開会中における予備費の使用について、予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費等であれば可能とされております。今般の予備費は、ウクライナ情勢に伴う原油価格高騰に緊急に対応するため、これに沿って使用決定をしたものであります。

予備費を活用した今般の総合緊急対策や新型コロナウイルスワクチン、抗原定性検査キットについてお尋ねがありました。

今般の総合緊急対策においては、子育て世帯生活支援特別給付金など、コロナ禍において物価高騰に直面し、真に困窮されている方々に対するきめ細かな支援を、予備費を活用して迅速にお届けすることとしております。

コロナ予備費の使用については、御指摘の観光推進の事業も含め、個別具体的な事業内容について、予算総則に定められた趣旨に該当しているか判断した上で、適切に使用決定をしております。新型コロナウイルスワクチンについては、これまで、約二・四兆円の予算措置により、計八億八千二百万回分を確保してきています。企業との関係もあ

り、お示しできる内容に限りがありますが、国民の皆様に必要なワクチンを確実にお届けし、経済社会活動を回復していくために必要な取組であると考えております。なお、ワクチンの医療現場における廃棄数については、現場の負担となることから、現時点では、調査を行うことは考えておりません。

また、抗原定性検査キットについては、余った場合には国が買い取ることを前提に、メーカーに対し最大限の供給を求めたものです。既に一・三億回分の買取り費用を予算措置しており、今後、在庫量に応じて適切に買い取ることとなります。(拍手)

○議長(細田博之) 福田達夫君。

(福田達夫君登壇)

○福田達夫君 自由民主党の福田達夫です。

私は、自由民主党を代表し、令和四年度補正予算案について質問いたします。(拍手)

まず、質問に入る前に、今朝も北朝鮮がミサイル発射という許されない悪行を繰り返しました。地域の平和と安全を脅かすもので、断じて許すわけにはまいりません。

強く非難した上で、質問に入ります。

我が国の経済社会に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症がまだ収束しない中、ロシアによる侵略行為などを背景に、原油価格や物価が不安定に推移し、国民の暮らしに大きな影響をもたらしています。

かかる状況の中で必要なのは、適切に対策を打つことである。適切な対策で国民に安心を与える。その上で、国民が希望を抱いて持てる力を思う存分発揮できる環境を整える。そのことが政治に求められる役割である、そういうふうと考えております。

今後も物価の上昇が見込まれる中、新型コロナウイルスの対策については、感染症対策から経済社会活動を動かす方へと、責任を持って軸足を移す必要が増してきたように思います。日本経済の現状、なかなか国民生活に与える影響をどのように考えるか、岸田総理の御見解を伺います。

政府・与党で取りまとめた総合緊急対策、そしてこの対策を受けた補正予算は、現在の経済社会の状況に迅速に対応するものであります。加えて、次に起こり得る事態に備え、国民の安心、安全を確保するために必要不可欠なものであると考えます。改めて、補正予算も含め、総合緊急対策の意義、そしてその効果について、総理から分かりやすい御説明をお願いします。

本補正予算の内容として特徴的なのは、今後の備えとして、約一兆五千億円の予備費を計上していることでしょう。

現在我が国にも大きな影響を与えている新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢は、今後の見通しが極めて不透明で不確定要素が多い。このような打つべき手の予測し難い状況下では、臨機応変な対応の重要性も理解できます。

一方で、予備費は、我々国会による事前議決の原則の例外であり、憲法や財政法などの規定に従って、慎重かつ適切に運用されるべきものと理解しています。本補正予算において、予備費を上積みするとともに、コロナ予備費の使途を拡大する趣旨について、鈴木財務大臣にお伺いいたします。

全ての国民、特に地方にお住まいの方や事業者の皆様にとり、コロナの推移に加えて非常に関心が高いのは、物価の高騰、中でも原油価格の高騰でしょう。

今回の補正予算を含め、これまで、燃料油価格の激変緩和事業に二兆円近くを役立て、国民の不

安に添えてまいりました。この事業がなければ、現在、全国のガソリン価格は二百円を超えていたとも言われておりますが、最近の全国平均は約百七十円と、一リットル当たり三十円を超える価格抑制効果がしっかりと出ています。すなわち、暮らしに密着している灯油や、中小企業、農林漁業など産業向けの重油も含め、国民の負担軽減に確実につながっております。

他方で、我が国全体としては、化石燃料の輸入に、多いときには年間二十兆円もの国富が国外に流出していることを忘れてはなりません。

無論、今日現在で申せば、化石燃料の輸入、そして価格高騰を抑えるための支援がすぐに必要です。しかしながら、その先には、化石燃料中心の経済社会構造から、クリーンエネルギーを中心としたグリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXを進めるという課題が待っていることも忘られられません。また、緊迫度の高い国際情勢に対応した、各種サプライチェーンの見直しも必須であります。

エネルギーの安定供給を確保し、価格の高騰を回避しながら、こうした構造転換を行う。そして、国富を高め、将来のために必要なインフラを構築していく取組を進める必要があると思います。が、萩生田経済産業大臣の御見解を伺います。

こうした当面の対策や経済社会構造のアップグレードの一方で、一般家庭がこの物価高を乗り越える環境の整備を進めなければなりません。

家計への所得の分配を増やす主役は、国民の七割の生計の基である中小企業、小規模事業者であります。各省の壁を越え、政府を挙げて全ての政策を総点検し、有機的かつ効果的に運用することによって、中小企業、小規模事業者がしっかりとした賃上げを行える環境、つまりに政府は邁進すべきです。これは、岸田総理が目指す新しい資本主

義の下、成長と健全な分配の好循環の実現にもつながると思いますが、総理のお考えを伺います。昨日まで行われた一連の首脳外交では、多くの重要な成果が得られたと考えております。

総理は、日米首脳会談後の共同記者会見で、アジアにおいて力による一方的な現状変更を許してはならない、だからこそ、ウクライナにおける力による現状変更を止めるべく、国際社会の努力に日本も参画していく、そして、日本自らの防衛力の抜本的強化とともに、日米同盟を更に強化していくという旨の発言をされました。さらに、総理は、インド太平洋地域の経済枠組み、いわゆるIPEFの立ち上げについて、中国に対し、国際的なルールに従って、大国としての責任を経済面でも果たす、このことを促すためにも重要であるという趣旨を述べられております。

今回の首脳外交の成果を踏まえ、今後、どのような戦略を持って世界に貢献する日本外交を展開していくお考えか、総理の御決意をお尋ねします。

冒頭に申し上げたとおり、政治の役割は、国民に安心と希望を与えることでもあります。そのためにも不可欠なのは、国民が納得をする政治であります。

国民から納得を得る政治を実現するためには、国民目線と国民の共感が必要です。岸田総理の聞く姿勢は、まさにそのためのものであると感じております。

納得感、そして安心感を持った国民に対し、先々の見通し、行き先を指し示す。幾つもの課題に対し、力を合わせて共に乗り越え、日本を前へ動かす。岸田総理を先頭に、我が党も総力を挙げて取り組んでまいりたいことをお誓い申し上げ、私の質問を終えたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 福田達夫議員の御質問にお答えいたします。

我が国の経済の現状及び総合緊急対策の意義等についてお尋ねがありました。

ロシアによるウクライナ侵略は、原油高、資源高、穀物高、金融資本市場の不安定化などを招き、コロナ禍と相まって、世界経済に大きな影響を与えています。そうした中で、我が国経済は、持ち直しの動きが続いていますが、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰がマインドの悪化や実質購買力の低下を通じて民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性があります。

こうした状況に緊急かつ機動的に対応するため、先般、事業規模十三兆円の総合緊急対策を取りまとめ、直ちに、その実行のための予備費の使用を閣議決定いたしました。速やかに実施すること、国民生活や経済活動への影響に対し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしてまいります。

その上で、この総合緊急対策の一環として、今般、今後の不測の事態に備えた予備費の計上及び六月以降の燃料油価格の激変緩和事業を内容とする補正予算を今国会に提出した次第です。本補正予算の早期成立を図り、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。

中小企業、小規模事業者の賃上げについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、雇用の七割を支える中小企業の賃上げを進め、消費の拡大などを通じて成長と分配の好循環を実現していくことが重要です。

このため、物価高に直面する中、中小企業が賃上げを行うことができるよう、賃上げ税制の抜本的な拡充に加え、事業再構築補助金などの各種企

業向け補助金における賃上げ企業への優先的な取扱い、公共調達における賃上げに積極的な企業の優遇など、各省の壁を乗り越え、あらゆる施策を動員して、賃上げ支援を行ってまいります。

また、適切な価格転嫁の実現に向け、公正取引委員会と中小企業庁が関係省庁と連携し、取引適正化に関する政策を強力に進めてまいります。現在の国際情勢を踏まえた日本外交の展開に関する決意についてお尋ねがありました。

国際社会が歴史の岐路に立つ中、私は、未来への理想の旗をしっかりと掲げつつ、普遍的価値を重視し、したたかで、徹底的な現実主義を貫く、新時代リアリズム外交を展開してまいりたいと考えています。

東南アジア、欧州訪問や、日米首脳会談、日米豪印首脳会合を通じ、力による一方的な現状変更はいかなる地域においても許してはならないこと、そして、自由で開かれたインド太平洋の実現に向け協力をしていくこと、こうしたことで一致をいたしました。

ウクライナ危機を乗り越え、平和秩序、自由と民主主義を守り抜き、国際社会の様々な課題に取り組むため、同盟国、同志国との連携を重視し、日本ならではの最大限の貢献を行ってまいりたいと考えています。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣鈴木俊一君登壇〕

○国務大臣(鈴木俊一君) 福田達夫議員の御質問にお答えいたします。

予備費の上積み等についてお尋ねがありました。今般の補正予算では、年度の残り期間において、今後の災害や新型コロナウイルス感染症の再拡大、原油価格、物価の更なる高騰などによる予

期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するため、予備費を積み増し、十分な水準を確保することいたしました。

また、新型コロナの影響が続く中、ウクライナ情勢が原油価格、物価に対して及ぼす様々な影響について、確たる見通しが困難な状況となっており、これらの複合的な影響を見据え、状況の変化に応じ臨機応変に対応していく必要があるため、今般、コロナ予備費について使途を拡大することいたしました。

政府といたしましては、これら予備費を活用することで、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。(拍手)

〔国務大臣秋生田光一君登壇〕

○国務大臣(秋生田光一君) 福田達夫議員の御質問にお答えいたします。

エネルギー分野の構造転換に向けたインフラ構築についてお尋ねがありました。

二〇五〇年カーボンニュートラルを目指し、脱炭素への取組を新たな成長につなげるためには、エネルギーの安定供給を確保しながら、クリーンエネルギーを中心とした経済社会、産業構造への転換や、それに向けた社会システム、インフラの整備が必要となります。

そのためには、日本全体で、今後十年間において、官民協調で百五十兆円規模の投資が必要となります。予算措置、規制・制度的措置、金融パッケージ、GXリーグの段階的發展、グローバル戦略の五つの柱により、投資を加速させてまいります。

今後、これらの政策を具体化するため、今年の夏に新たに設置されるGX実行会議において検討を深めてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 金村龍那君。

〔金村龍那君登壇〕

○金村龍那君 日本維新の会、金村龍那です。党を代表し、鈴木財務大臣の財政演説について、我が国が直面する諸課題を含め、全て、岸田総理に質問をいたします。(拍手)

総理は、二十三日の日米首脳会談で、ロシアによるウクライナ侵攻や東、南シナ海で覇権主義的行動を強める中国を念頭に、日米同盟の抑止力と対処力を強化することでバイデン大統領と一致しました。

日米同盟が日本の安全保障の基軸であることは言をまちません。しかし、自ら守ろうとしない国に手を差し伸べる国はありません。日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しくなっている中、日本維新の会は、一％枠にとらわれている防衛費をGDP比二％まで増額するなど、積極防衛能力を整備していく覚悟です。古代ローマ時代から伝わる格言、なんじ平和を欲さば戦いに備えよであります。

その上で、伺います。

日米首脳会談で総理は日本の防衛費を増額する方針を伝えましたが、漠然としています。NATO加盟国は、二％を目標に増額を急いでいます。総理が思い描く増額の規模と時期をお示しく下さい。日本の決意を内外に示すためにも、明快な答弁を求めます。

間もなく政府内では令和五年度当初予算案の概算要求作業が始まります。年末に予定される国家安全保障戦略など三文書の改定を待っている、来年度予算で、現下の安保状況に対応できる防衛費は確保できません。概算要求で総理が防衛費の大幅な増額を財務、防衛の両大臣に指示すべきだと考えますが、見解を求めます。

核保有国によつて非核保有国が侵攻されたウクライナ危機は、国の主権と国民の生命財産に関わ

る極めて重大かつ深刻な事態です。

核を持つロシア、中国、北朝鮮に囲まれる日本は、このような事態を防ぐために、あらゆる選択肢を排除すべきではありません。我が党は、国を守るため、核共有を含む拡大阻止に関する議論をすべきだと考えます。議論すること自体、抑止につながります。この我が党のスタンスについて、総理はどのように評価しますか。

専守防衛の定義、見直しについても根本的に議論すべきです。

専守防衛は、敵に主導権があるため、常に初動が遅れます。国土に攻め込まれてから立ち上がるため、国民には甚大な被害が出ます。ゆえに、反撃の態様にしても、保持する防衛力にしても、必要最小限にとどめておくわけにはいきません。十分な装備を手に、全力で応戦しなければ、国民を守れません。

総理、専守防衛の定義について、見直す考えはありますか。見直さないというならば、日本は、国防に対して一体いつまで手足を縛り続けなければならないのか。未来永劫ですか。

ロシアが蜜行を続ける中で、日本国憲法は施行七十五年を迎えました。現憲法前文の前提は崩れ、九条の改正が待ったなしとなっています。

現憲法の前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。」と書かれています。この一文は、日本の周辺諸国が善人であることが前提です。平和を愛するどころか、現在進行形で平和を破壊しているロシア、その予備軍たる中国、北朝鮮のいずれもが持ち得ない公正と信義に日本の安全保障を委ねるのはナンセンスです。日本を取り巻く安全保障状況を踏まえれば、他国に侵攻を諦めさせるに足る抑止力を備えることが不可欠です。

日本維新の会は、去る十八日、平和主義、戦争放棄を堅持した上で自衛隊を明記した憲法九条改正案文イメージを発表しました。九条の一項、二項を残した上で、九条の二として、「前条の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する。」と書き加えるものです。

自民党総裁である総理に伺います。我が党が九条改正案文イメージを打ち出したこと及びその内容をどのように評価しますか。国会で自民党が我が党とが四つで九条議論を交わし、成案が得られるよう、党内で指導力を発揮していくお考えはありますか。参議院選挙では具体的なゴールを想定した改憲スケジュールを明示すべきだと考えますが、覚悟をお示しください。

歳出総額二兆七千億円の補正予算案は、原油高や物価上昇を受けた緊急経済対策の財源となるものですが、実質、政府にとって使い勝手のいい予備費の積み増しであり、政策的な合理性は見出せません。財政規律からかけ離れており、国民の税金を使わせていただいているという意識と責任感が欠落しています。

そこで、伺います。予備費は本来例外的であるべきですが、五兆五千億もの巨額な予備費の水準を、補正を編成してまで維持する必要があるのですか。参議院選挙を意識したばらまき、財政の私物化と言わざるを得ません。総理は、真つ当な補正予算だと胸を張れますか。

今回の緊急経済対策は、小手先の対処療法にすぎず、抜本策にはほど遠い内容と考えます。原油価格の高騰は、ウクライナ危機の余波で今後も長引く可能性が高く、補助金のみによる価格抑制策は持続可能とは言えません。補助金対象のガソリンと灯油は家計のエネルギー関連支出の三分の一

に満たず、ガソリン以上に負担がかさむ電気代、ガス代の値上げに対する家計支援策はなおざりになっています。

総理、今回の緊急経済対策に公平性はあると言いつてもいいでしょうか。生活困窮者への給付や中小企業への事業再構築の補助は大切ですが、真に必要な人々に広く支援を届ける視点が欠けていませんか。この対策がどれだけの効果をもたらすのか、具体的に説明してください。

日本維新の会は、三月十五日、消費税の軽減税率の段階的引下げや、中小企業、低所得者層の社会保険料減免、原発再稼働等を盛り込んだ、国民生活を守るための緊急経済対策を政府に提出しました。

私たちの対策は、広く公平に支援が行き届き、政府の対策よりも国民生活に資する内容だと確信していますが、総理は我が党の対策についてどう評価しますか。スタグフレーションを防ぐには、賃金上昇を後押しし、低迷する潜在成長力を押し上げるための構造改革が欠かせません。覚悟を伺います。

総理の金看板である新しい資本主義の絵図は、おぼろげのままです。聞こえてくる政策課題の大半は従来のものの焼き直しであり、新しい資本主義なる大風呂敷を広げる意味がどこにあるのか疑問です。六月に閣議決定される骨太の方針には、文字どおり骨太の新しい資本主義の具体像が打ち出されてしかるべきですが、その一端でもお示しください。

総理は、五月五日、ロンドンでの演説で、岸田に投資を市場関係者に訴えるとともに、貯蓄から投資への流れを加速させ、資産所得倍増を目指す意向も示しました。

新しい資本主義の柱の一つになると推察しますが、国内外からの投資を促す前に、企業の競争力

や生産性を強化して経済成長力を高めることが本筋ではないですか。総理は、昨秋の自民党総裁選で金融所得課税の強化を掲げましたが、投資の促進と運用の負担を増やす政策は一貫性を欠きます。金融所得課税強化の旗は降ろしたのですか。

政府の全世代型社会保障構築会議が、十七日、議論の中間整理をまとめました。総理肝煎りの勤労者皆保険の実現も盛り込まれましたが、制度設計や財源案は示されておらず、最大の課題である現役世代の負担軽減策さえ素通りされました。

もはや、びぼう策で社会保障制度を維持することは限界です。

そこで、日本維新の会は、税制、社会保障制度、労働市場を三位一体で改革する日本大改革プランを掲げています。プランの肝は、セーフティネットをチャレンジのための公平な制度と位置づけ、最低所得保障制度のベーシックインカムを基軸とした再配分の最適化を進め、社会保障全体を再構築することです。

私たちは、企業に社会保険の負担をあまねく委ねる勤労者皆保険には懐疑的な立場ですが、総理はいつまでに実現させるのですか。現行の社会保険制度では、この先、消費増税の検討は避けられないと考えます。参議院選挙が終わった後、お得意の検討を始めるおつもりですか。

エネルギーの供給不足や価格高騰をめぐり危機が世界を覆っています。日本も電力供給の網渡りが続き、三月には四十一年ぶりとなったエネルギー価格が企業経営や家計に重くのしかかっています。

日本維新の会は、三月、エネルギー資源の安定調達と電力の安定供給を確保するために、安全性が確認された原発については可能な限り速やかに再稼働させるべきであると政府に提言しました。原発再稼働が滞る背景には、政府の原子力規制

委員会による安全審査の非効率性があります。原発の安全性確保は欠かせませんが、規制委が独善に陥ってはなりません。

原発再稼働には、総理の強い指導力と決断が求められます。現状維持に徹すれば、日本のエネルギー安全保障が一層大きな危機に直面すると考えますが、総理の見解を求めます。

総理は、原発の安全審査の効率化に取り組む意向を示されましたが、どのように取り組むのですか。規制委に働きかけて、原発再稼働を主導する考えはありますか。あくまで規制委の裁量に委ねるのですか。

新型コロナウイルスとの闘いは、転換期を迎えつつあります。政府も水際対策や行動制限の緩和に大きくかじを切りました。

足かせは、感染法上の分類で、新型コロナウイルスが二類相当に据え置かれたままであることに尽きます。このままでは、特定の医療機関しか患者を入院させられず、病床不足を招きやすく、保健所も入院先の調整や感染者数の把握などで過重な負担を強いられ続けます。

日本維新の会は、季節性インフルエンザ並みの五類に変え、国民の命と健康をより着実かつ機動的に守っていく体制を整えるよう訴えています。

総理は、新型コロナウイルスを感染法上の五類ないし五類相当とすることに慎重な姿勢を示されてきましたが、何が変わる条件、指標となるのですか。出口が見えれば、国民には大きな希望の光となります。総理が思い描く工程表を分かりやすくお示しください。

今年は、北朝鮮から五人の拉致被害者が帰国して二十年の節目です。この間、拉致問題は全く進展が見られません。総理は、内閣の最重要課題だと強調されていますが、ざれごと映ります。北朝鮮による拉致被害者は、およそ政府認定の

十七人とごまきません。警察庁によると、拉致の可能性を排除できない特定失踪者は約九百人に達します。事実上、政府に見捨てられています。

今月、特定失踪者家族会は結成五年を迎えました。家族会の今井英輝会長は、二十日の衆議院拉致特別委員会に提出した意見陳述書で、こう訴えられました。

総理も官房長官も、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者を取り戻すと言っておられますが、私たち家族会が何度要求しても、認定していない人の家族には会わないと断り続けています。特定失踪者家族会の代表に面会していただき、政府は国民を見捨てないという意志を国の内外に態度で示してください。それは、岸田総理がいかに強い思いを持っているかを国民に示し、北朝鮮政府に示すことになりました。総理が面会を拒むことは北朝鮮の思うつぼです。

総理、今井さんの叫びをどのように受け止めますか。

日本人を一人残らず救出するならば、特定失踪者全てを被害者の対象にすべきです。拉致問題解決のために総理は金正恩総書記と無条件で会うとおっしゃっていますが、なぜ特定失踪者家族会の方々とは無条件で会うことを拒まれるのですか。早期に家族会の方々と面会し、全ての日本人救出に全力を尽くすと約束していただませんか。

日本維新の会は、結党以来、身を切る改革を実践してきました。その立場から、各国会議員に月額百万円が支給される文通費について、日割り支給、使途の公開、残金の国庫返納の義務づけの三点セットによる抜本改革の必要性を強く訴えてきました。

しかし、四月十五日成立の改正法では、日割り支給への変更のみにとどまり、これでお茶を濁すわけにはいきません。全ては、与党と、そして立

憲民主党の協力が得られるかに懸かっています。私たちは、使途公開と残金返納も会期中に実現するよう、最後まで闘う覚悟です。

自民党総裁たる総理に、今国会での文通費の使用公開と残金返納の義務化実現に向け、党内でリーダーシップを発揮するお考えはあるのかお伺いし、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕
○内閣総理大臣(岸田文雄君) 金村龍那議員からの御質問にお答えいたします。

防衛費の増額についてお尋ねがありました。我が国の安全保障環境が一層厳しさを増す中で、まず行うべきことは、国民の命や暮らしを守るために何が必要なのか、具体的かつ現実的に議論し、積み上げていくことです。

その結果、防衛力の抜本的強化に当たって必要となるものの裏づけとなる予算をしつかり確保していく考えであり、こうした観点から、先般の日米首脳会談では、防衛費の相当な増額を確保する決意を述べたところです。

こうした考えの下、防衛費の内容や規模について、新たな安全保障戦略等の策定、また今後の予算編成過程を通じて検討し続けていきたいと考えております。

また、核共有及び専守防衛についてお尋ねがありました。核共有については、非核三原則や原子力基本法を始めとする法体系との関係から認められず、政府として議論することは考えておりません。

専守防衛は、憲法の精神にのっとった我が国防衛の基本方針であり、今後とも、専守防衛の定義を変更する考えはありません。

し、我が国自身の防衛力を抜本的に強化していきます。同時に、日米同盟の抑止力、対処力を一層強化していきたいと考えます。

憲法改正についてお尋ねがありました。現行憲法については、今の時代にふさわしいものであり続けているかどうか、与野党の枠を超え、積極的な議論が行われることが重要であると考えており、お尋ねの憲法改正案も含め、憲法審査会で議論が重ねられていることを歓迎したいと思います。

今、内閣総理大臣の立場からは、憲法改正の議論の進め方あるいは内容について直接申し上げることは控えなければならないと思いますが、憲法の在り方を決めるのは国民の皆様であり、国民の理解を深めるため、引き続き、憲法審査会においてしっかりと議論を深めていくことが重要であると考えています。

予備費、対策の効果、そして構造改革についてお尋ねがありました。

今般の補正予算は、今後の災害、新型コロナウイルスの再拡大、原油価格、物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に迅速に対応し、国民の安心を確保するために必要なものだと考えております。

今般の総合緊急対策においては、家計にとつて重大な問題であるガソリン価格や小麦価格の国内価格の上昇を抑制するとともに、コロナ禍において物価高騰等に直面し、真に困窮されている方々の生活を守るためのきめ細かな支援を行うこととしております。

御党の対策とは考え方は異なりますが、政府としては、これらを迅速に実行することと、国民生活を守り抜くとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしてまいります。

その上で、新しい資本主義の下、賃上げ、人材

投資といった人への投資や、気候変動など我が国の社会課題を投資分野とすることで、社会課題を克服しながら、持続可能な経済成長を実現していく考えです。さらに、この夏の参議院選挙後には、新しい資本主義のグランドデザイン、また骨太の方針、こうしたものに基づく総合的な方策を具体化し、エネルギー分野を含め、経済社会の構造変化を日本としてリードしていきたいと考えております。

新しい資本主義の具体像についてお尋ねがありました。

新しい資本主義については、六月にもグランドデザインと実行計画を取りまとめ、具体像をお示しいたしますが、その際に私が重視するのは、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップ投資、そしてグリーン、デジタルへの投資などの柱であり、これらの成長戦略によって、国内外から投資を促すとともに、企業の生産性向上や競争力の抜本的な強化につなげてまいります。

今後の金融所得に対する課税の在り方については、令和四年度の与党税制改正大綱において、様々な観点を踏まえ、総合的に検討していくということとされています。分配戦略において、各施策を進めていくためには順番が大切であり、まずは実際の所得を底上げする施策に重点を置いてまいります。政策に一貫性を欠くという指摘は当たらないと考えております。

勤労者皆保険と消費税についてお尋ねがありました。

先般取りまとめられた全世代型社会保障構築会議の中間整理を踏まえ、まずは、令和二年年金制度改正法に基づき、被用者保険の適用拡大を着実に実施し、さらに、企業規模要件の撤廃も含めた見直しや非適用業種の見直し等の検討を行ってま

まいります。

さらに、フリーランスなどを含め、より幅広い社会保険の適用の在り方について総合的な検討を進めることにより、勤労者皆保険の実現に向けた取組を進め、働き方に中立的な社会保障制度を構築してまいります。

また、消費税については、社会保障の財源として今後も重要な役割を果たすべきものと考えていますが、当面、消費税について触れることは考えておりません。

原発再稼働への見解と安全審査の効率化についてお尋ねがありました。

原子力は、安定供給、経済性、脱炭素等の観点から重要な電源であり、特に、現下のエネルギーの供給制約や燃料価格の高騰が続く中で、安全性を大前提として、最大限活用していく必要があると考えています。

原子力発電所の再稼働については、独立した原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合に、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら進めるというのが政府の方針です。

原子力発電所の安全審査の効率化については、過去の審査における主要な論点を公表することによる事業者の予見性の向上、審査内容が共通する案件を同じチームで担当するなど審査官の機動的な配置といった様々な取組を原子力規制委員会において行い、これまで以上に効率化に努めていくものと承知をしております。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについてお尋ねがありました。

新型コロナウイルスについては、オミクロン株であつても、致死率や重症化率がインフルエンザよりも高く、更なる変異の可能性もあります。仮に五類にした場合、入院措置ができなくなるだけでなく、健康状態の報告、把握、自宅療養や外出自粛等の

要請ができなくなります。このため、平時への移行期間として最大限の警戒局面にある現時点で五類に変更することは、現実的ではないと考えています。

引き続き、最大限の警戒を保ちつつ、今後の感染状況等も踏まえ、専門家の意見を伺いながら、社会経済活動の回復に向けて取組を進めてまいります。その中で、感染症法上の分類の見直しについても議論を続けてまいりたいと思います。

拉致問題についてお尋ねがありました。

政府としては、拉致被害者として認定された十七名以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者が存在するとの認識の下、認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くしてまいります。

拉致被害者の認定については、北朝鮮側に反論する材料を与えないように慎重に対応しているところであり、拉致の可能性を排除できない行方不明者の方々の家族に対しては、拉致問題担当大臣がお会いしてお話をお伺いさせていただいているところであります。

今後とも、情報提供や要望の聴取など、御家族の気持ちに寄り添い、丁寧な対応に努めてまいります。

文書通信交通滞在費についてお尋ねがありました。

文書通信交通滞在費については、御指摘の改正法の成立により、まずは名称を調査研究広報滞在費に改め、日割り計算による支給が可能とされたところ、引き続き、使途公開等について与野党の間で議論をいただいているものと認識をしております。

本件は、議員活動の在り方に関わる重要な課題であることから、引き続き、各党各会派における

真摯な議論を通じて、合意を得て、全議員共通のルールをつくるのが大事であると考えております。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(海江田万里君) 石井啓一君。

〔石井啓一君登壇〕

○石井啓一君 公明党の石井啓一です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました財政演説に對しまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

まず、ロシアのウクライナ侵略により亡くなられた方々と御遺族に心からお悔やみを申し上げますとともに、戦時下で、また避難先で厳しい生活を余儀なくされているウクライナ国民に心からお見舞いを申し上げます。

ロシアの非道な侵略を強く非難するとともに、政府には、国際社会と連携をして、一刻も早い停戦を目指し、全力の取組を求めます。

総理は、二十三日に日米首脳会談、二十四日には日米豪印のクアッド首脳会談に臨まれ、ウクライナ情勢で国際秩序が揺らぐ中、自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた取組など、幅広い分野での連携協力についての認識を共有されたことを評価いたします。今後も、日米同盟を始め、関係国との協力を密に、国際社会の平和と安定に向けた外交政策を進めていただきたいと思います。

さて、昨年来の物価高に加えて、ウクライナ危機と円安が追い打ちをかけ、原油や原材料の価格が高騰し、四月の消費者物価指数が昨年より二・一％アップするなど、物価上昇が止まりません。その影響を調査するため、公明党は、三月に、国民生活総点検・緊急対策本部を設置、全国で生活や事業経営に苦しむ方々に聞き取り調査をし、その結果を基に政府に緊急提言を行いました。今

回の補正予算案の基となる政府の総合緊急対策には、その内容が多く盛り込まれております。

特に、公明党は、ウクライナ侵略が長期化していることの影響に加え、コロナの感染再拡大や梅雨時の豪雨災害など不測の事態に備えて十分な予算を確保する必要があるとの考えから、今国会での補正予算編成を強く求めてまいりました。

今回の補正予算案編成の必要性、意義について、岸田総理の認識をお伺いいたします。

以下、総合緊急対策の中身も含め、具体的な課題について質問いたします。

初めに、燃油価格の激変緩和策について伺います。

総合緊急対策では、ガソリンなど燃油価格を抑えるため石油元売会社に支給している補助金について、基準価格を一リットル百七十二円から百六十八円に引き下げ、補助上限を一リットル当たり二十五円から三十五円に引き上げ、三十五円以上の分は半額補助するとともに、実施時期を当面九月末まで延長、補助対象もガソリン、軽油、灯油、重油の四油種に航空機燃料が追加されました。これは、公明党が全国総点検運動で得た現場の声を踏まえた提言の内容が反映されたものと評価をいたします。

今後ウクライナ情勢の先行きが見通せない中で、円安も相まって、原油価格は高い水準で続くことが予想されます。

改めて、燃油価格高騰激変緩和策のこれまでの効果と今後の見通しについて、総理の答弁を求めます。

次に、中小企業対策について伺います。

経済再生、物価高対応の最大の鍵は、持続的な賃金引上げであります。しかし、ここ二十年、日本では賃金が十分に上がらない傾向が続いており、企業が積極的に賃金上昇に取り組めるような

促進策が必要です。

賃上げが進めば、国民にとっては物価高に対応することができ、企業は原材料等のコスト上昇分を適切に価格転嫁できます。とりわけ、日本企業の約九割を占める中小企業が適正な取引によって収益を上げ、賃上げにつながっていくような環境整備が重要となります。

中小企業の賃上げを後押しする支援策について、総理の答弁を求めます。

次に、エネルギー、食料、原材料価格高騰への対策についてお尋ねいたします。

第一に、こどもみらい住宅支援事業の拡充です。

これは、昨年度補正予算で始まった事業で、子育て世帯や若者夫婦等が高い省エネ性能を有する住宅の取得や省エネ改修等に対して補助を行うものです。

原油価格が高騰し、これまで以上に省エネが重要になります。公明党の総点検運動においても拡充を要望する声を受け、強く主張した結果、住宅の省エネ対策、住宅価格上昇への対策として、同事業の拡充が総合緊急対策に盛り込まれました。同事業の内容、申請期限など、広く周知すべきと考えますが、国土交通大臣の答弁を求めます。

第二に、食料の安定供給対策です。

海外からの輸入に多く依存している食材や食品は海外情勢の影響等により価格が高騰し、食品の値上げに踏み切った小売業等も増加するなど、家計への影響が出ております。

そこで、公明党は、農林水産物の価格高騰の影響を緩和するよう強く要求し、その結果、総合緊急対策には、農業、水産業のセーフティネット支援や、肥料、飼料への支援、国産米、米粉等の需要拡大や国産小麦の生産の拡大等、きめ細かい支援策が盛り込まれました。

今後も、食料安全保障や自給率向上の観点も踏まえつつ、代替国からの調達や国産の原材料への転換等に向けた支援を強力に実施し、食品等の更なる価格高騰を防ぐとともに、安定供給を確保すべきです。総理の答弁を求めます。

生活困窮者への支援について伺います。

コロナ禍における原油価格、物価高騰に直面する生活困窮者への支援も喫緊の課題です。政府の総合緊急対策には、公明党の緊急提言を踏まえ、これまでの生活困窮者支援策について、申請期限の延長や要件の緩和、拡充等が盛り込まれております。

具体的には、緊急小口資金等の特例貸付けや生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の特例措置について、申請期限が八月末まで延長されました。このうち、生活困窮者自立支援金は、求職活動の要件も緩和されております。

また、住宅や食料の支援に関しては、UR賃貸住宅の空き住戸を居住支援法人等に低廉な家賃で貸し出す仕組みの全国展開や、食料の提供等の活動を行うNPO法人等への支援が盛り込まれたほか、新型コロナウイルスの影響や物価高騰で生活に困窮する方に対して、住宅、生活、就労、職業訓練の相談支援をワンストップで行う窓口が全てのハローワークに設置されます。

さらに、低所得の子育て世帯に対して児童一人当たり一律五万円の生活支援特別給付金を給付するとともに、住民税非課税世帯等に一世帯当たり十万円を給付する臨時特別給付金の運用が改善されます。

生活に困窮する方々がこうした支援策をしっかりと利用できるように、きめ細かく情報提供すべきと考えますが、総理の答弁を求めます。

次に、地方創生臨時交付金について伺います。公明党は、コロナの影響とともに物価高騰で苦

しい状況を強いられている国民や事業者にきめ細かな支援策を届けるため、同交付金の拡充と丁寧なサポートを訴えてまいりました。その結果、同交付金に、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を設け、予算を一兆円拡充し、学校給食費等の負担軽減や水道料金の減免など、物価高騰から国民生活や事業者を守る事業に幅広く活用することが可能となりました。

公明党は、国、地方のネットワーク力を生かし、同交付金を活用して各地域ごとに実情に応じた支援策づくりを提案しておりますが、政府には、自治体の意向に最大限寄り添い、事業を確実に実施するための力強い後押しをお願いしたい。

優れた活用事例の周知とともに、自治体からの質問、相談に適切に対応できるよう、窓口の体制強化を図るべきであります。総理の答弁を求めます。

結びに一言申し上げます。

長期化するウクライナ危機の本格的な影響は、この夏以降に及んでくると言われております。そのため、速やかに本補正予算案を成立させ、総合緊急対策を着実に実行することが何よりも重要であります。

公明党は、これからも、連立与党の一員として岸田政権を支えつつ、小さな声にしっかりと耳を傾け、国民生活を守る政策の実現に全力を挙げることとを申し上げ、代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 石井啓一議員の御質問にお答えいたします。

補正予算の必要性和意義についてお尋ねがありました。

足下のウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰等については、総合緊急対策によって緊急か

つ機動的に対応してまいりますが、今後の災害や新型コロナウイルスの再拡大、ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格、物価の更なる高騰など、状況は予断を許しません。

こうした不透明な情勢に伴う予期せぬ財政需要にも迅速に対応し、国民の安心を確保するため、今般の補正予算において、一般予備費と新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費、合わせて五・五兆円の十分な水準を確保することといたしました。

政府としては、これら予備費を適切に活用することで、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。

原油価格高騰激変緩和策の効果と今後の見通しについてお尋ねがありました。

政府による措置がなければ二百円を超える大幅な価格上昇が想定された中、激変緩和事業を強化し、ガソリン価格を全国平均で当面百六十八円程度に据え置くなど、価格抑制の効果が確認されているところです。

原油価格は国際情勢などの様々な要因により国際的な市場で決まるものであることから、引き続き、原油価格の動向を注視しながら、国民生活や経済活動への影響を最小化すべく、四月末に決定した総合緊急対策に沿って、着実な事業実施に取り組んでまいります。

中小企業の賃上げについてお尋ねがありました。

厳しい物価高に直面する中、中小企業が賃上げを行うことができるよう、賃上げ税制の抜本的拡充に加え、事業再構築補助金などの各種企業向けの補助金における優先的な取扱いなど、各省の壁を越え、あらゆる施策を動員して賃上げを支援してまいります。

また、適切な価格転嫁の実現に向け、公正取引

委員会と中小企業庁が、関係省庁と連携して、取引適正化に関する対策を強力に進めます。

食料品の価格高騰や安定供給への対策についてお尋ねがありました。

ロシアによるウクライナ侵略等によって、原油や穀物等の国際価格が高騰し、予断を許さない状況にある中、我が国の食料安全保障の確保はますます重要となっております。

このため、農林水産業の燃油価格高騰への業種別対策、化学肥料原料の調達支援、飼料の価格高騰対策、輸入小麦から国産の米、米粉や国産小麦への切替えや国産小麦の生産拡大などの総合緊急対策を着実に実施し、穀物等の国際価格の急騰の影響を緩和しつつ、輸入依存度を下げ、直面する危機に緊急かつ機動的に対応してまいります。

さらに、食料を将来にわたって合理的な価格で安定的に供給していくためには、国内で生産できるものはできる限り国内で生産していくことが重要であり、食料安全保障の観点も踏まえつつ、農林水産業の成長のための投資と改革を更に進め、国際競争や災害に負けない足腰の強い農林水産業を構築してまいります。

生活にお困りの方への支援についてお尋ねがありました。

石井議員から御紹介いただいたとおり、総合緊急対策においては、コロナ禍の中で物価高騰等に直面する生活困窮者の生活を守るため、緊急小口資金の特例給付の申請期限の延長等のほか、低所得の子育て世帯に対して子供一人当たり五万円の給付をするなどの経済的支援、全てのハローワークにおけるワンストップ相談体制の整備など、幅広い支援策を盛り込んでいます。

こうした取組が支援を必要とする方々にしっかりと行き届くよう、申請不要なプッシュ型の給付、SNSの活用による情報発信などにも取り組

みながら、自治体等と連携しつつ、きめ細かな情報提供を行ってまいります。

地方創生臨時交付金の原油価格・物価高騰対応分についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、コロナの影響が続く中で、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、自治体が地域の事情に応じ、きめ細やかに実施することができるよう、地方創生臨時交付金に一兆円の原油価格、物価高騰に対応した枠を創設いたしました。

各自自治体には、当該予算を活用可能な事業例やQ&Aをお示しするなど、制度の趣旨の周知に努めているところです。引き続き、自治体からの質問や相談に丁寧に対応することにより、地域の事情に応じたきめ細やかな支援をお届けしてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣齊藤鉄夫君登壇)

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 石井啓一議員から、こどもみらい住宅支援事業についてお尋ねがありました。

原油価格、資材価格等が高騰する中、住宅価格の更なる上昇が住宅需要を減退させ、経済回復を阻害しかねないと懸念されているとともに、省エネルギー対策の一層の強化が求められておりま

す。

このため、令和三年度補正予算で創設したこと

もみらい住宅支援事業を通じ、住宅取得費用を軽減し、子育て世帯等による省エネ住宅関連投資の喚起を継続して図ることができるよう、令和四年度予備費等により六百億円を措置し、本年十月末までとなっていた申請期限を令和五年三月末まで延長しました。

広報を活用して広く国民に周知するほか、業界団体を通じた説明会の開催など、あらゆる機会を通じて周知に努めてまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 西岡秀子さん。

(西岡秀子君登壇)

○西岡秀子君 国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

ただいま議題となりました令和四年度補正予算案について、国民民主党・無所属クラブを代表して質問いたします。(拍手)

まず冒頭、ロシアによるウクライナ侵攻の一刻も早い停戦を強く求めるとともに、我が国は、唯一の戦争被爆国として、いかなる理由があっても核兵器を使用することは絶対にあってはならないというメッセージをワンボイスでロシアに向けて強く訴え続ける、国際社会における重要な役割があります。岸田総理の引き続きのリーダーシップを持ったお取組をお願いいたします。

この度のバイデン大統領来日に当たり、来年、日本で開催されるG7サミットが、初めて被爆地である広島で開催されることを心から歓迎いたします。各国首脳が、直接、被爆の実相に触れ、核兵器の悲惨さ、非人道性を認識し、二度と核兵器の惨禍を起こさせないための誓いを共有する機会を持つことは大変意義深いことです。同時に、被爆地長崎における関係閣僚会議の開催を岸田総理に強く求めたいと思います。

二年半にわたるコロナ禍により地域経済が深刻な影響を受け続ける中で、ウクライナ危機が拍車をかけ、今般の原油価格、エネルギー、原材料、そして食料品、生活必需品の価格の高騰に、地域経済、そして国民生活、特に地方の暮らし、事業者の皆様への打撃は計り知れないものがあります。

物価が上昇する一方で経済の低迷が続く、この現状に的確に対応する有効な経済政策が政府からはいまだ打ち出されておられません。五月十八日に発表された令和四年一月から三月期の国内総生産速報値は前年同期比で〇・二％減となり、令和三年度にコロナ前の水準に戻すという政府方針を達成することはできませんでした。現状では、消費税増税によって失われた二十兆円を取り戻せていないのが現状です。現下の経済情勢について、岸田総理の認識をお伺いいたします。

今回の補正予算は、四月の緊急経済対策により支出した令和四年度予備費の支出を補填する内容となっており、予備費の補填のための補正予算の編成は異例とも言えるものです。また、国民民主党は従来から二十兆円規模の補正予算の必要性を訴えており、今回の二・七兆円という予算規模では、需給ギャップを埋めることができず、景気刺激効果は限定的にとどまると想定されます。更なる経済対策が必要だと考えますが、岸田総理の見解をお伺いいたします。

補正予算の内容は、六月以降の燃料油価格の激変緩和事業等の原油価格高騰対策に約一兆一千七百億円、一般予備費に四千億円、また、これまで新型コロナウイルス感染症予備費であったものを名称変更し、使途を拡大して、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費とし、一兆一千二百億円が計上されています。

そもそも、予備費は、憲法八十七条、財政法二十四条において、予算編成後、予見し難い予算の不足に充てるものと規定されており、財政民主主義の観点からも、コロナ禍においてコロナ予備費が創設されて以来、本来であれば補正予算で国会でしっかり審議するべきもので予備費で支出される事態が常態化していることは問題です。

今回、名称変更、使途の拡大等、一層不透明な

ものとなるおそれがあり、今後どのように使途を決定し、予算執行に透明性を持たせ、国民への説明責任を果たしていけるのか、鈴木財務大臣にお伺いいたします。

四月の消費者物価指数が前年同月比二・一％上昇する一方で、賃金上昇率は一・二％にとどまり、この数字が現状の厳しさを如実に示しています。国民民主党は、積極財政で消費や投資を活性化し、労働需要を好転させることで、物価を上回る賃金アップを実現することを提案しています。

四月のエネルギー価格は前年同月比一九・一％上昇、具体的には、ガソリン価格一五・七％、電気代二一・〇％、都市ガス代二三・七％の上昇となっています。補助金制度は拡充されましたが、与党と国民民主党の検討チームにおける議論では、トリガー条項凍結解除の実現にはいまだ至っておりません。

トリガー条項凍結解除については、早期に結論が得られるように引き続き検討することとなっております。トリガー条項凍結解除も含めた総合的なエネルギー高騰対策が必要であると考えますが、岸田総理の見解をお伺いいたします。

また、物価が上昇し景気が低迷するスタグフレーションに陥らないために、国民民主党は、消費税減税やガソリン減税等の家計減税により、家計における消費力を高める政策を打ち出しています。

岸田総理は、可処分所得の減少に対してどのように対応していける方針か、お伺いいたします。

四月の緊急経済対策において生活困窮者等への支援策が盛り込まれましたが、これは当然必要な支援策ですが、早期に配付が可能な児童手当のスキームや非課税世帯の枠組みによる支援が中心となり、いわゆるワーキングプアと言われる方々へ

の支援が届いていない現状となっております。国民民主党が提案をし実現した十兆円の定額給付金が唯一の支援策であったという方々が多くおられます。

現在、国民民主党は、燃油高騰から家計を守る、十兆円のインフレ手当の導入を提案しています。岸田総理の御見解をお伺いいたします。

国民民主党は、国民に寄り添った、国民のための政治に邁進し、今後とも全力で取り組んでまいりますことをお誓いし、質問を終わります。

御清聴いただき、ありがとうございます。

（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣岸田文雄君 西岡秀子議員の御質問にお答えいたします。

経済情勢に関する認識と経済対策の策定についてお尋ねがありました。

ロシアによるウクライナ侵略は、原油高、資源高、穀物高、金融資本市場の不安定化などを招き、コロナ禍と相まって、世界経済に大きな影響を与えています。そうした中で、我が国経済は、持ち直しの動きが続いていますが、ウクライナ情勢等に伴う原油価格や物価の高騰がマインドの悪化や実質購買力の低下を通じて民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性があります。

こうした状況に緊急かつ機動的に対応するため、先般、事業規模十三兆円の総合緊急対策を取りまとめ、直ちにその実行のための予備費の使用を閣議決定いたしました。

議員の方からは規模が小さいという御指摘がありました。昨年十一月に、事業規模七十九兆円の経済対策を策定しています。この経済対策に基づく令和三年度補正予算の繰越事業や過去最大の令和四年度当初予算の事業を迅速かつ着実に執行

するとともに、今回の総合緊急対策に盛り込まれた各施策を迅速に実行することで、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとしてまいりたいと考えています。

そして、エネルギー価格高騰対策についてお尋ねがありました。

エネルギー価格のうち、ガソリンや重油などの高騰に対しては、激変緩和事業を強化し、ガソリン価格を全国平均で当面百六十八円程度に据え置くことにより対応しています。

また、家庭向けの電気や一部のガス料金については、上限の設定により一定の歯止めがかかる仕組みになっています。事業者の電気・ガス料金の負担に対しては、省エネ補助金によって、電気やガスの使用量を減らすための投資を支援しています。さらに、自治体が地域の事情に応じ、生活者や事業者に対してきめ細やかに対策を講ずることができるよう、地方創生臨時交付金による支援の仕組みを設けました。

なお、トリガー条項については、三党検討チームにおいて引き続き検討するものとされたことと承知をしております。

物価高を踏まえた家計への支援策についてお尋ねがありました。

今般の総合緊急対策においては、家計にとって重大な問題であるガソリン価格や小麦価格等の国内価格の上昇を抑制するとともに、低所得の子育て世帯への給付金の支給や地方自治体による地域の事情に応じた生活困窮者や低所得者支援を後押しするなど、コロナ禍において物価高騰等に直面し、真に困窮されている方々にきめ細かく支援を行うこととしており、これらを迅速に実行することで、景気の下振れリスクにしっかりと対応してまいります。

こうしたことから、御指摘の消費税減税や一律

十萬円の現金給付を行うことは考えてはおりませんが、予期せぬ事態に対しては、今般の補正予算で五・五兆円の予備費を用意し、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。

あわせて、物価が上昇する中においては、賃上げをしっかりと実現していくことが重要であり、引き続き、官民連携して、賃金引上げの社会的雰囲気醸成してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(國務大臣鈴木俊一君登壇)

○國務大臣鈴木俊一君 西岡秀子議員の御質問にお答えいたします。

予備費の使途決定等についてお尋ねがありました。

予備費の使用に当たっては、各省庁から予備費を使用したいという要求があつたものについて、その要求の個別具体的内容を踏まえ、憲法、財政法の規定に沿つて適切に判断していくとともに、事業の執行状況を含め、国会での質疑など、様々な機会を通じて丁寧な情報提供、説明を行うことで、国民への説明責任をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 志位和夫君。

(志位和夫君登壇)

○志位和夫君 私は、日本共産党を代表して、岸田総理に質問します。(拍手)

なぜ、今、物価が高騰しているのか。原因は、新型コロナウイルスやウクライナ侵略だけではありません。アベノミクスの異次元の金融緩和が異常円安と物価高騰を招いたことは、誰もが認めている事実です。総理、この重大な失政の責任を認め、金融政策を根本から見直すべきではありませんか。答弁を求めます。

物価高騰でどうしてこうも暮らしが苦しいのか。労働法制の規制緩和で、非正規雇用が四割近くに増え、賃金が上がらない国になつてしまつていからではありませんか。社会保障の連続削減で、この十年間で公的年金が実質六・七％も減らされているからではありませんか。総理、弱肉強食の新自由主義が日本経済を冷たく弱い経済にしてしまつたことが国民の生活苦の根本にあるという事実をお認めになりますか。答弁を求めます。

に、毎年二％、五年間で十兆円の時限的課税を行うことを提案しています。これは、大企業への行き過ぎた減税の不公平を正す、適切な控除を設けることで賃上げとグリーン投資を促進する、十兆円の税収を中小企業への支援に充てて最低賃金を時給千五百円に引き上げるといふ一石三鳥の効果があります。

再生可能エネルギーの大規模な普及を図るべきではありませんか。そのためには、原発即時ゼロ、石炭火力撤退の政治決断が必要ではありませんか。答弁を求めます。

具体的に五点、提案をいたします。

第三は、社会保障と教育予算を経済力にふさわしく充実することです。

第五は、ジェンダー平等の視点を貫くことです。

第一は、消費税を緊急に五％に減税し、インボイスを中止することです。

六月から年金の支給額が更に減額されます。物価高騰時に年金を下げる。総理、余りにも理不尽だと思いませんか。持続可能にするためと言いますが、現役世代の年金不信をひどくするだけではありませんか。年金削減を中止し、低過ぎる年金の底上げを図ることを強く求めるものです。

政府提出の補正予算案は、物価高騰から生活を守る上で余りに不十分で、かつ、予備費の積み増しなど財政民主主義に反するものです。これを撤回し、我が党の提案を踏まえて出し直すことを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

円安の下、大企業の利益は過去最高です。富裕層も資産を大きく増やしています。大企業と富裕層に自分の負担を求め、消費税を減税することは、税の公正という観点からも、当然のことではありませんか。答弁を求めます。

第四は、気候危機打開への本気の取組です。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 志位和夫議員の御質問にお答えいたします。

第二は、賃金が上がる国にするために政治が責任を果たすことです。

日本共産党は、二〇三〇年までに、省エネルギーと一体に、再生可能エネルギーで電力の五〇％を賄い、二酸化炭素を最大六〇％削減する、二〇三〇戦略を提案しています。一〇〇％国産の

金融政策の見直しや新自由主義の評価等についてお尋ねがありました。

大企業の内部留保は、アベノミクスの八年で百三十兆円も増え、四百六十六兆円に達しています。四十兆円もの大企業減税が行われてきたことが、その一因となっています。

日本共産党は、二〇三〇年までに、省エネルギーと一体に、再生可能エネルギーで電力の五〇％を賄い、二酸化炭素を最大六〇％削減する、二〇三〇戦略を提案しています。一〇〇％国産の

金融政策については、日銀において、平成二十

五年の政府、日銀の共同声明の考え方に沿って、引き続き、物価安定目標の持続的、安定的な実現に向けて努力されることを期待しております。

非正規雇用労働者の待遇改善については、同一労働同一賃金の導入など、労働者の保護に欠けることのないよう十分留意しつつ、多様な働き方を選択できるようにするため、必要な制度整備を行ってきたところです。

公的年金制度についても、将来世代の負担が過重にならないようにしつつ、長期的な給付と負担のバランスを確保し、将来にわたって持続可能な仕組みの下で、年金を着実に支給してまいります。

また、新自由主義は、世界経済の成長の原動力となりました。一方で、市場に依存し過ぎたことで、格差や貧困が拡大するなどの弊害も生んだと承知をしています。岸田政権では、新しい資本主義の下、市場や競争任せにせず、官と民が協働して、社会課題を解決しながら、成長と分配の好循環を生み出し、持続可能な経済社会を実現してまいります。

物価高騰対策や消費税減税等についてお尋ねがありました。

物価高騰等への対策としては、事業規模十三兆円の総合緊急対策を取りまとめました。これらを速やかに実施することで、国民生活や経済活動への影響に対応し、コロナ禍からの回復を確かなものとしてまいります。

その際、コロナ禍の中で物価高騰等に直面し、真に困窮されている生活者や事業者にきめ細かく支援をお届けすることとしており、御指摘の消費税減税は考えておりません。

また、インボイス制度は複数税率の下で適正な課税を確保するために必要なものであり、十分な経過措置を設けるとともに、事業者への支援と周

知、広報を行ってまいります。

その上で、税制については、これまでも所得再分配機能の強化を行ってきたとおり、今後も、成長と分配の好循環の実現に向け、総合的に検討をしてまいります。

内部留保への課税等についてお尋ねがありました。

内部留保への課税については、二重課税に当たるとの指摘があることなどから、慎重な検討が必要になると考えております。

一方で、成長の果実が賃金や設備投資に向けられることで、次の成長につなげ、持続可能な経済をつくり上げていくことが重要であると考えております。

このため、賃上げ税制の抜本強化、中小企業が適正な価格転嫁を行うための環境整備などにより、企業の賃上げを促してまいります。

同時に、デジタル投資やカーボンニュートラルに向けた投資を促進するため、税制も活用して、企業の積極的な設備投資を促してまいります。

公的年金制度と教育費、給食費の負担軽減についてお尋ねがありました。

公的年金制度への信頼を確保することは重要であり、将来世代の負担が過重にならないようにしつつ、長期的な給付と負担のバランスを確保し、将来にわたって持続可能な仕組みの下で、年金を着実に支給してまいりたいと考えます。

大学の教育費については、先般、教育未来創造会議において、これまで実施してきた授業料等の減免や給付型奨学金について、中間層への拡大や、ライフイベントに応じた柔軟な出世払いの仕組みの創設を提言したところであり、着実に実行してまいります。

学校給食費については、家庭の経済状況が厳しい児童生徒について、就学援助等により支援を実

施しており、更なる負担軽減については、各自治体において地域の実情に応じて検討いただくものですが、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、地方創生臨時交付金により、各自治体による学校給食費の負担軽減に向けた取組を後押ししてまいります。

エネルギー自給率と再生可能エネルギー、そして食料自給率などについてお尋ねがありました。

今回のロシアによるウクライナ侵略の影響を踏まえれば、エネルギー自給率の向上は重要であり、御指摘の再生可能エネルギーについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、最大限、導入に取り組みます。

他方で、資源が乏しい我が国において、単一の完璧なエネルギー源がない現状では、原子力や火力を含む多様なエネルギー源をバランスよく活用することで、エネルギーの安価で安定的な供給を確保してまいります。

水田活用の直接支払交付金による作付転換への助成については、現場の課題を検証しながら、麦、大豆、野菜等の需要に応じた生産、販売を一層推進し、農家の所得向上と食料自給率の向上を図ってまいります。

男女間賃金格差についてお尋ねがありました。労働者の男女間賃金格差を解消していくため、早急に女性活躍推進法の制度改正を実施し、労働者三百人を超える事業主に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化し、この夏に施行するよう準備を進めます。

同法では、企業が管理職割合や平均勤続年数など男女間賃金格差の要因に関する状況把握を行い、企業としての目標を定め、行動計画を策定してPDCAを回す仕組みに既になつており、政府としては、男女間賃金格差の開示を義務づけることで、女性活躍推進法に基づき、各企業の取組を

加速させ、格差の更なる縮小を目指します。

今般の補正予算についてお尋ねがありました。足下のウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰等については、総合緊急対策によって緊急かつ機動的に対応した上で、今後の予期せぬ財政需要に迅速に対応するため、予備費の確保等を内容とする補正予算を提出したところであり、早期成立を図り、国民生活を守り抜くための万全の備えを固めてまいります。

また、予備費については、これまでと同様、憲法、財政法等の規定に従って適切に計上し、使用を判断していくものであり、財政民主主義に反するものではなく、補正予算の撤回や修正をすることはありません。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて国務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田	文雄君
総務大臣	金子	恭之君
法務大臣	古川	愼久君
外務大臣	林	芳正君
財務大臣	鈴木	俊一君
文部科学大臣	末松	信介君
厚生労働大臣	後藤	茂之君
農林水産大臣	金子原	二郎君
経済産業大臣	萩生田	光一君
国土交通大臣	斉藤	鉄夫君
環境大臣	山口	壮君

防衛大臣 岸 信夫君
国務大臣 小林 鷹之君
国務大臣 二之湯 智君
国務大臣 西銘恒三郎君
国務大臣 野田 聖子君
国務大臣 牧島かれん君
国務大臣 松野 博一君
国務大臣 山際大志郎君
国務大臣 若宮 健嗣君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 木原 誠二君
財務副大臣 岡本 三成君
出席政府特別補佐人
内閣法制局長官 近藤 正春君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
等の一部を改正する法律
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(通知書受領)

一、去る二十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律
宅地造成等規制法の一部を改正する法律
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

(理事補欠選任)

一、去る二十日、厚生労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 三ッ林裕巳君(理事牧原秀樹君去る二十日理事辞任につきその補欠)
一、去る二十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。
理事 三ッ林裕巳君(理事伊東良孝君去る二十日委員辞任につきその補欠)
理事 中司 宏君(理事遠藤敬君去る二十日理事辞任につきその補欠)
理事 伊東 良孝君(理事三ッ林裕巳君去る二十日委員辞任につきその補欠)

理事 遠藤 敬君(理事中司宏君去る二十日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

上田 英俊君	保岡 宏武君
勝目 康君	井原 巧君
佐々木 紀君	吉川 昶君
長谷川淳二君	中川 貴元君
堀内 昭子君	西田 昭二君
牧原 秀樹君	宮崎 政久君
山田 勝彦君	小山 展弘君
中川 貴元君	神田 潤一君
西田 昭二君	堀内 昭子君
小山 展弘君	山田 勝彦君
井原 巧君	勝目 康君
神田 潤一君	長谷川淳二君
宮崎 政久君	牧原 秀樹君
堀内 昭子君	上田 英俊君
山田 勝彦君	佐々木 紀君
吉川 昶君	

国土交通委員

補欠

石原 宏高君	藤丸 敏君
大西 英男君	三ッ林裕巳君
木村 次郎君	石井 拓君
谷川 とむ君	石橋林太郎君
中川 郁子君	堀井 学君
宮内 秀樹君	尾崎 正直君
和田 義明君	高木 啓君
福田 昭夫君	堤 かなめ君
たがや 亮君	櫛渕 万里君
石井 拓君	井原 巧君
石橋林太郎君	山本 左近君

井原 巧君 神田 潤一君
尾崎 正直君 宮内 秀樹君
神田 潤一君 木村 次郎君
高木 啓君 和田 義明君
藤丸 敏君 石原 宏高君
堀井 学君 中川 郁子君
三ッ林裕巳君 大西 英男君
山本 左近君 谷川 とむ君
堤 かなめ君 福田 昭夫君
櫛渕 万里君 たがや 亮君

議院運営委員

補欠

伊東 良孝君 三ッ林裕巳君
浅野 哲君 齋藤アレックス君
三ッ林裕巳君 伊東 良孝君
齋藤アレックス君 浅野 哲君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

補欠

小林 茂樹君	尾崎 正直君
福田 昭夫君	篠原 孝君
たがや 亮君	櫛渕 万里君
尾崎 正直君	小林 茂樹君
篠原 孝君	福田 昭夫君
櫛渕 万里君	たがや 亮君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
辞任 補欠
下条 みつ君 近藤 和也君
近藤 和也君 下条 みつ君
一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

末次 精一君

堤 かなめ君

堤 かなめ君

末次 精一君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

伊藤信太郎君

山本 左近君

石破 茂君

田所 嘉徳君

越智 隆雄君

石橋林太郎君

山下 貴司君

山口 晋君

山田 賢司君

土田 慎君

石橋林太郎君

越智 隆雄君

田所 嘉徳君

石破 茂君

土田 慎君

山田 賢司君

山口 晋君

山下 貴司君

山本 左近君

伊藤信太郎君

(議案提出)

一、去る二十日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出)

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(落合貴之君外六名提出)

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

令和三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

令和三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

令和三年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

(議案受領)

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案

一、昨二十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)(参議院送付)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員

提出案を参議院に送付した。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出)

公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案(落合貴之君外六名提出)

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案通知)

一、去る十九日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

刑法等の一部を改正する法律案(米山隆一君外二名提出)

一、去る十九日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案

一、去る十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二十日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

二千二十五年日本国際博覧会に関する特権及び

免除に関する日本国政府と博覧会国際事務局との間の協定の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十追加議定書、万国郵便連合憲章の第十一追加議定書、万国郵便連合一般規則の第二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家賠償法に基づく求償権行使の事例に関する質問主意書(階猛君提出)

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

町村の生活困窮者自立相談支援事業に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

(答弁書受領)

一、昨二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介君提出地方公共団体の行政の政治的中立性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤和也君提出「日銀は政府の子会社」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員泉健太君提出令和版所得倍増計画に

関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出消えた年金に関する質問に対する答弁書

令和四年五月十二日提出
質問 第六三三号

地方公共団体の行政の政治的中立性に関する質問主意書

提出者 大西 健介

地方公共団体の行政の政治的中立性に関する質問主意書

昨年十二月二十五日付の愛媛新聞朝刊に、愛媛県第四区選出の自民党の長谷川淳二衆議院議員の顔写真、経歴や政策、自民党のロゴとともに、四区内の十一の市町が名を連ねて、「私たちは、これからも走り続ける長谷川淳二氏を応援します!!」と書かれた広告が掲載された。

広告料は、一市町あたり三万三千円で市長交際費や広告費の名目で公金から支出されたことが分かっている。

この件に関して、政府の見解を求める。

一 自治体の名前を出して、税金を原資とする公金で、特定の政党の議員を応援する広告を出すことは、地方公務員法の定める行政の中立性に反するのではないか。また、公金の支出として違法な扱い不適切ではないか。

二 仮に、このような広告が認められることになれば、金のかかる選挙を是正し、きれいな選挙の実現を図るため、選挙運動期間外でも政治活動用文書図画を掲示することに制限を設けている公職選挙法の規制を潜脱するものではない

令和四年五月二十五日 衆議院会議録第二十九号

か。
右質問する。

内閣衆質二〇八第六三三号

令和四年五月二十四日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員大西健介君提出地方公共団体の行政の政治的中立性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大西健介君提出地方公共団体の行政の政治的中立性に関する質問に対する答弁書

一について

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十六条においては、行政の公正性や安定性を確立し、公務員の政治的中立性を確保するため、一般職に属する地方公務員について政治的行為の制限を定めているところである。お尋ねの「地方公務員法の定める行政の中立性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の事案が同条の規定に違反するかどうかについては、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。また、後段の地方公共団体における公金の支出に関するお尋ねについては、各地方公共団体において適切に判断されるべきものと考えている。

二について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)において、政治活動は原則自由とすべきとの考え方に基つき、選挙運動期間外における政治活動に係る新聞広告については、同法第百五十二条第一項の規定による挨拶を目的とする有料広告の禁

議長の報告

止及び同法第百七十八条の規定による選挙期日後の挨拶行為の制限のほかは、選挙運動と認められない限りにおいては、同法上特段の規制は設けられていないものと承知している。
なお、個別の行為が同法に違反するかどうかについては、具体的事実に即して判断されるべきものと考えている。

令和四年五月十三日提出
質問 第六四四号

「日銀は政府の子会社」に関する質問主意書

提出者 近藤 和也

「日銀は政府の子会社」に関する質問主意書

安倍晋三元総理は、五月九日、日本銀行による市場を通じた国債の買入れを巡り、「日銀は政府の子会社だ」と発言した。日銀の独立性への信頼を揺るがしかねない発言、日銀の自主性への尊重を損ないかねない発言だと考える。
したがって、次の事項について質問する。

一 政府は、「日銀は政府の子会社である」との見解か。

二 日銀の黒田総裁は、四月の国会で、「日銀は政府の子会社ではない」と答弁したが、政府は、「日銀は政府の子会社ではない」との見解か。
右質問する。

内閣衆質二〇八第六四四号
令和四年五月二十四日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員近藤和也君提出「日銀は政府の子会社」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員近藤和也君提出「日銀は政府の子会社」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、令和四年五月十三日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣が「政府は日本銀行に対して五十五パーセントの出資をしておりますけれども、議決権、これは有しております。また、日本銀行には、日本銀行法三条一項及び五条二項におきまして、金融政策や業務運営の自主性が認められております。こうした点を踏まえ、日本銀行は政府がその経営を支配している法人とは言えないわけでありまして、会社法で言うところの子会社には当たらない、そのように考えております。」と答弁したとおりである。

令和四年五月十三日提出
質問 第六五五号

令和版所得倍増計画に関する質問主意書

提出者 泉 健太

令和版所得倍増計画に関する質問主意書

政府は、「参議院議員小西洋之君提出岸田政権の令和版所得倍増の実態に関する質問に対する答弁書」(内閣参質二〇五第四七号。以下、「答弁書」という。)において、岸田内閣総理大臣が提唱している令和版所得倍増計画について、「平均所得や所得総額の単なる倍増を企図したものとしてではなく、岸田内閣総理大臣が令和三年十月十二日の参議院本会議において答弁したとおり、「一部ではなく、広く、多くの皆さんの所得を全体として引き上げるといふ、私の経済政策の基本的な方向性」として示されたものであり、池田内閣(当時)の計画のような具体的な数値目標を盛り込んだ経

済計画を策定することは現時点で考えていない」旨答弁している。

その後、岸田内閣総理大臣は、本年一月五日、経済三団体の新年祝賀会において、「次世代を担う子育て・若者世代の世帯所得に焦点を絞って倍増を可能とするような制度改革にも取り組む」と発言した。また、一月二十五日の衆議院予算委員会において、「こども家庭庁を中心に、将来的に子供政策に関する予算倍増を目指す」と答弁した。さらに、五月五日には、英国の金融街ロンドン・シティにおいて講演し、「資産所得倍増を実現するため、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、「資産所得倍増プラン」を進める」と発言した。

これら三つの発言について、以下質問する。

一 これら三つの「倍増それぞれについては、まさに所得や予算の「倍増を企図したもの」なのか。それとも「政策の基本的な方向性」を示したもののか。

二 「倍増を企図したもの」であれば、いつまでに、どのような政策で、倍増させる想定か。右質問する。

内閣衆質二〇八第六五号
令和四年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員泉健太君提出令和版所得倍増計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員泉健太君提出令和版所得倍増計画に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「まさに所得や予算の「倍増を企図したもの」

なのか。それとも「政策の基本的な方向性」を示したものか。」とお尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないが、「倍増」という言葉については、令和四年五月十三日の衆議院内閣委員会において、岸田内閣総理大臣が「こうした政策に向けて強い意思を示すということでは大事だと思えますし、その表現の仕方として、・・・倍増という言葉を多用させていただいている」と述べているところである。

御指摘の「三つの発言」について、それぞれの期限を区切つてはいないが、具体的な政策をしつかりと進めることとしている。まず、「次世代を担う子育て・若者世代の世帯所得」については、例えば、勤労者皆保険の実現、男女が希望どおり働ける社会づくり、賃上げ促進税制をはじめとする賃上げを支援するための環境整備、人への投資の抜本強化等に取り組むこととしている。次に、「子供政策に関する予算」については、こども家庭庁が設置されれば、同庁の下で、必要なこども政策を体系的に取りまとめ、社会全体での費用負担の在り方の検討と併せて、こども政策の充実に取り組むこととしている。さらに、「資産所得」については、投資家にとって魅力ある日本市場の構築に向けて取り組むとともに、貯蓄から投資への流れの促進に取り組むこととしている。

令和四年五月十三日提出
質問 第六六号

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問主意書

原子力規制委員会は、二〇二一年に発覚した東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査の中間とりまとめ(以降、中間とりまとめ)を二〇二二年四月二十七日に行った。

中間とりまとめ二頁目では、核物質防護設備の保全方式について、①時間基準保全(耐用年数などの一定期間毎に保守すること)、②状態基準保全(劣化の兆候を捉えるための状態監視を踏まえ保守すること)、③事後保全(故障等の機能喪失時に保守すること)の三つの方式があることを明らかにしている。

そして、柏崎刈羽原発以外の発電所における核物質防護設備の保全方式は、①と③を基本とし、柏崎刈羽原発では、①から②に切り替えて運用されていたが、②を実施するための判断基準を定めた保守管理計画が策定されておらず、結果的に③だったと書いてある。

しかし、東電が二〇二一年九月二十二日に公表した「IDカード不正使用および核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告書」(以後、東電報告書)を併せ読むと、事態は追加検査の中間とりまとめよりも深刻であるため、以下、質問する。

一 「核物質防護の重要性の理解不足」について

中間とりまとめ十頁で、原子力規制委員会は「核物質防護の重要性の理解不足による迅速な対応の欠如(故障箇所を複数まとめて修理依頼、完了期限の管理の甘さ)」を「対応を求める事項」として指摘している。

この指摘のとおり、「故障箇所を複数まとめて修理依頼」したのであれば、壊れたら壊れた時に直すという③の保全方式でさえない。また、「複数」という記述から二、三個所をイメー

ジするが、東電報告書の添付一一によれば、機能喪失は、二〇二〇年三月から二〇二一年二月にかけての約十一カ月で二十一事案にのぼり、復旧までに最大で十一カ月以上が経過していた。

1 発電用原子炉の設置者の「核物質防護の重要性の理解不足による迅速な対応の欠如」はいわゆる原子炉等規制法第四十三条の三の六で求める許可基準を満たしていると言えるのか。

2 二十一事案、最大で十一カ月以上の放置は、中間とりまとめで記述する「故障箇所を複数まとめて修理依頼」より深刻である。最終とりまとめを行う際には、より具体的な記述が必要ではないか。

二 原子力規制検査の追加検査の目的について

そもそも今回の中間とりまとめは、二〇一七年の原子炉等規制法の改正で導入された原子力規制検査の追加検査の途中経過である。また、追加検査は、二〇一九年十二月二十五日に原子力規制庁長官が決定した「原子力規制検査等実施要領」に基づいて実施されているものである。

1 原子力規制検査の目的は、検査の「実施方法を明確化することであるという理解で間違いないか。

2 追加検査で原子炉等規制法が求める設置許可の基準「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」の欠如が明らかになった場合は、許可基準に立ち戻り、設置許可を取り消すことが規制のあり方であると考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

三 IDカード不正使用事案の核物質防護規定違反について

IDカード不正使用事案については、原子力

規制委員会の更田豊志委員長が二〇二一年二月十日の衆議院予算委員会、私の質問に対して、「私どもは、この核セキュリティー事案に関して、柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定を既に認可をしております。今回の事例は、この核物質防護規定に対する違反でありますので、まず、この核物質防護規定としての取扱いを進めてまいりますし、検査の中で事案の重大さを、評価は、一定の評価を下して、検査の監視レベルを引き上げておるところでありますけれども、引き続き、この核セキュリティー事案の深刻さ、内容、そして、それに対して東京電力がどのような対処を取るかというのを見定めてまいりたい」と答弁している。また、二〇二一年三月九日の衆議院環境委員会近藤昭一議員の質問に対して、同委員長は、「今回の事案は、原子炉等規制法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項に対する違反であります。具体的には、発電用原子炉設置者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない」と答弁を行っている。

に非公開で会議を、三月二十四日と三十一日に公開会議を開催した。同じ事案であるにもかかわらず、十六日と二十三日の会議を非公開にしたのはなぜか。

3 三月二十三日の非公開会議の資料には、原子力規制委員会は三月十六日に「原子力規制検査等実施要領」で定めた対応区分を第四区分とした上で、「核物質防護設備の機能の一部喪失事案とIDカード不正使用事案を一体のものとして取り扱う」ことにした、と記述されている。

しかし、三月十六日の会議にはこのことを明記した資料は存在しない。単に議事要旨の最後に唐突に、「原子力規制委員会は、核物質防護設備の機能の一部喪失事案とIDカード不正使用事案を一体のものとして取り扱う」として取り扱うこととし、事務局に対し、その方針に基づいて今後の規制上の対応の検討を行うよう指示したと出ているだけである。議事録ではないので誰の発言であるかも不明である。

原子炉等規制法第四十三条の三の二十によれば、「第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したときは、原子力規制委員会は、「設置許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる」と定めている。

なぜ、核物質防護設備の機能の一部喪失事案とIDカード不正使用事案を一体で取り扱うことになったのか、決定過程と根拠を明らかにされたい。

4 原子力規制委員会は、二〇二一年三月二十三日の非公開会議でIDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能喪失を一体で、約二千人・時間を目安に追加検査を行うことに決めたが、約二千人・時間の根拠は、原子力規制検査等実施要領には見当たらない。約二千人・時間の根拠は何か。

5 原子力規制委員会の更田委員長は、対応区分が第四区分に変わったことについて、三月二十四日の会議で「設置許可の取消しというものは、必ずしも現時点で可能性まで排除されるものではないと思いますけれども、これから検査が行われるということを考えると、今の時点で設置許可を取り消すだけの根拠をきちんと示せるかどうかというのは疑問がある」と述べている。

1 法第四十三条の三の二十は、核物質防護規定違反が起きた時の処分は、設置許可取消し、か、一年以内の運転停止のどちらかであるという理解で間違いないか。

2- 原子力規制委員会は、核物質防護設備の機能の一部喪失事案とIDカード不正使用事案を議題に、二〇二一年三月十六日と二十三日

るものではないと思いますけれども、これから検査が行われるということを考えると、今の時点で設置許可を取り消すだけの根拠をきちんと示せるかどうかというのは疑問がある」と述べている。

ア 追加検査の結果、設置許可の取消しもあり得ることを述べたものだと思えるが間違いないか。

イ 更田委員長は、二十四日の会議で「原則として、核燃料の移動を禁ずるという形で、具体的にどういう命令を発出するかは、意思決定してから発出文について法的な意味も含めて検討してもらいますけれども、私としては、是正措置命令、そしてその内容は、核燃料の移動を禁ずる。問題となるのは期間ですけれども、検査区分が一に復帰するまでというは是正措置命令ではどうかというのが私の考えです」と提案した。つまり、「法的な意味」は後回しで、対応区分が第一区分に是正されれば、核燃料の移動ができるようにしたことになる。検査区分が一になれば、核燃料の移動ができることにした根拠は何か。

ウ 原子力規制委員会は三十一日の会議で、後付けの検討の結果、違反法令として、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第九十一条の複数項目の違反をあてはめ、是正命令の法的根拠を、原子炉等規制法第四十三条の三の二十三（施設の使用の停止等）第二項であるとした。

なぜ、国会で認めたように、違反法令として核物質防護規定（法第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定）、およびそれに対応する条文（法第四十三条の三の二十）（許可の取消し等）を適用しなかったのか。

6 原子力規制委員会が決めたように、事後的に事態を是正して、ほとぼりが冷めた頃に、是正命令で禁止された核燃料物質の移動が可能になるのであれば、核物質防護規定違反を犯しても、原子炉の再稼働が可能となるという間違ったメッセージを与え、規制の意味をなさないのでないか。

7- 先述した二〇二一年二月の衆議院予算委員会、更田委員長は、「東京電力がどのような対処を取るかというのを見定めてまいりたい」と答弁した。これは、東京電力の対処によつては、設置許可の取消しもあり得るという意味だと考えるがどうか。

内閣衆質二〇八第六号
令和四年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員阿部知子君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護規定違反に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「核物質防護の重要性の理解不足による迅速な対応」が「欠如」していること自体は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号。以下「法」という。）第四十三条の三の六第一項各号に掲げる許可の基準に直ちに抵触するものでは

一の2について

現在、原子力規制検査等に関する規則 令和二年原子力規制委員会規則第一号(第三条第二項の規定に基づく追加の検査を行っているところであり、現時点において、お尋ねの「最終とりまとめ」の中で「二十一事業、最大で十一カ月以上の放置」といった「より具体的な記述」をするか否かについて、お答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねの「原子力規制検査の目的は、検査の「実施方法を明確化することであるという理解」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「原子力規制検査等実施要領」(令和元年十二月二十五日原子力規制庁長官決定。以下「検査実施要領」という。)の目的は、原子力規制検査の「実施方法を明確化することである。

二の2について

お尋ねの「規制のあり方」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「追加検査」は、「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」の「欠如」を明らかにすることを目的に行っているものではない。

三の1について

法第四十三条の三の二十第二項(第九号に係る部分に限る。)では、発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第四項の規定に違反したときは、原子力規制委員会は、法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができるとされている。

三の2について

令和三年三月十六日に開催された令和二年度第六十四回原子力規制委員会臨時会議(以下「六十四回委員会」という。)及び同月二十三日に開催された令和二年度第六十六回原子力規制委員会臨時会議(以下「六十六回委員会」という。)

については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条第四号に掲げる不開示情報に該当すると考えられる核物質防護に関する情報が六十四回委員会及び六十六回委員会それぞれの審議内容及び資料に含まれることから、「原子力規制委員会議事運営要領」(平成二十四年九月十九日原子力規制委員会決定)第七条第一項ただし書の規定に基づき、六十四回委員会及び六十六回委員会それぞれの冒頭において、原子力規制委員会として、非公開で開催することを決定したものである。

三の3について

お尋ねの「一体で取り扱うことは、六十四回委員会での議論によって決定したところであり、お尋ねの「決定過程と根拠については、六十四回委員会の議論の内容が非公開であることから、お答えは差し控えたい。

三の4について

お尋ねの「約二千人・時間の根拠」は、「原子力規制検査における追加検査運用ガイド」(令和二年三月三十一日原子力規制庁原子力規制部検査監督総括課作成)における「本追加検査に要する時間は、対応する検査官全員で約二千人・時間程度を目安とする。」という記載である。

三の5のア及び7について

お尋ねについては、令和三年三月二十四日に開催された令和二年度第六十七回原子力規制委員会(以下「六十七回委員会」という。)及び同年

二月十日の衆議院予算委員会において更田原子力規制委員会委員長がそれぞれ述べているとおりである。

三の5のイについて

お尋ねの六十七回委員会における更田原子力規制委員会委員長の発言については、御指摘のように「法的な意味」は後回しで、対応区分が第一区分に是正されれば、核燃料の移動ができるよう」にするという趣旨ではなく、法第四十三条の三の二十三第二項の規定に基づいて原子力規制委員会として発する是正措置等の命令の内容について検討した上で、「発出文について」検討するという趣旨である。また、検査実施要領に定める対応区分が「第一区分に是正されることをもって、当該命令が効力を失うものではない。

三の5のウについて

お尋ねの「国会で認めたように」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和三年三月三十一日に開催された令和二年度第七十回原子力規制委員会において示した法第四十三条の三の二十三第二項の規定に基づく是正措置等の命令に係る方針については、六十七回委員会における審議を踏まえ、原子力規制委員会として、関係法令に基づき、事案の性質に応じ、規制上必要な処分を選択したものである。

三の6について

三の5のウについて述べた方針については、原子力規制委員会として、関係法令に基づき、事案の性質に応じ、規制上必要な処分を選択したものであり、「規制の意味をなさないのでないか」との御指摘は当たらないと考えている。

令和四年五月十三日提出
質問 第六七号

消えた年金に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

消えた年金に関する質問主意書

かつて社会保険庁の不始末で多くの年金記録が個人と結びついていなかったり、消されてしまったり、無くなってしまったりする、いわゆる消えた年金問題が当時の民主党の追及で発覚した。そのうち、個人に結びついていない記録(基礎年金番号に未統合の記録)は約五千九十五万件あった。いわゆる消えた年金(未統合記録)の最新状況について、政府が把握するところをお尋ねする。

これまで年金記録を取り戻した人(基礎年金番号に統合済の記録における人数ベース)は、何人か。また、その内、一人で二記録以上取り戻した(統合した)方は何人いらっしゃるか。また、受給者、被保険者別の人数もそれぞれお示し願いたい。

これまで消えた年金記録(未統合記録)を取り戻した(統合した)ことで、いくらの年金を取り戻す(回復)することができたのか。生涯額(六十五歳から受給した場合の回復総額)でお答え願いたい。

大切な年金記録紙台帳が放置されていた問題についてもお尋ねする。放置された年金記録紙台帳約六億件(名寄せすると約七千九百万人)をコンピュータに入力して記録を照合する作業は、紙台帳約六億件すべての照合は終了したか。終了したのはいつか。お示し願いたい。

未統合記録約五千九十五万件のうち、「名寄せ特別便等の対象となったが、未回答のため持ち主が判明していない記録は、本人から未回答のものが約二百二十万件、お知らせ便が未到達のものが約四十万件あった。この約二百二十万件に

ついて再度郵送したのは何件あるか、また、再々度郵送したのは何件か。また、訪問や電話をしたケースは何件あるのか。また、この約四十万件のうち、お知らせ便が未到達の理由はなにか。今後、どのような対応を取るのか、お示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇八第六七号

令和四年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出消えた年金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出消えた年金に関する質問に対する答弁書

「これまで年金記録を取り戻した人（基礎年金番号に統合済の記録における人数ベース）は、何人か」及び「受給者、被保険者別の人数もそれぞれお示し願いたい」とのお尋ねについては、未統合記録（平成十八年六月一日時点において基礎年金番号で管理されていなかった社会保険オンラインシステム上の年金記録をいう。以下同じ。）のうち、基礎年金番号に統合されたものに係る年金受給者等の人数は、令和四年三月時点において約千五百七十五万人であり、そのうち、年金受給者は約八十一万人、被保険者又は被保険者であった者は約四百九十三万人である。また、「一人で二記録以上取り戻した（統合した）方は何人いらっしゃるか」とのお尋ねについては、日本年金機構において現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

「いくらの年金を取り戻す（回復すること）ができたのか」とのお尋ねについては、お尋ねの「生涯

額（六十五歳から受給した場合の回復総額）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本年金機構において、平成二十年五月から令和四年二月までに未統合記録が基礎年金番号に統合されたこと等により年金額が増加した者のその増加額の総額を基に、六十五歳時点における平均余命等を考慮して推計した年金額の増加額の総額は、約二・八兆円である。

「紙台帳約六億件すべての照合は終了したか。終了したのはいつか」とのお尋ねについては、社会保険オンラインシステム上の年金記録と約六億件の紙台帳等（国民年金被保険者名簿等の紙台帳又はこれをマイクロフィルム化し、若しくは磁気化したものをいう。）の記録の照合は、日本年金機構において、平成二十六年三月までに全て終了している。

「この約二百二十万件について再度郵送したのは何件あるか、また、再々度郵送したのは何件か」とのお尋ねについては、「再度」及び「再々度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本年金機構においては、名寄せ特別便（未統合記録のうち基礎年金番号に統合される可能性が高いものを有していると考えられる者に対して送付するねんきん特別便をいう。以下同じ。）等の未回答者のうち、約四十五万人に対して、平成三十年五月から令和四年三月までの間に、順次、年金記録の確認のお知らせを送付したところであり、また、当該お知らせを再度送付する取組は行っていない。また、「訪問や電話をしたケースは何件あるのか」とのお尋ねについては、同機構において、名寄せ特別便等の未回答者に対して年金事務所等が訪問や電話をした件数は把握しておらず、お答えすることは困難である。

「お知らせ便が未到達の理由はなにか」とのお尋ねについては、社会保険オンラインシステム上に

登録されている住所等と名寄せ特別便等が送付された時点で年金受給者等が居住している住所等が異なることなどによるものと日本年金機構から聞いている。

「今後、どのような対応を取るのか」とのお尋ねについては、日本年金機構において、引き続き、年金記録の確認のお知らせを送付するとともに、ホームページにおける年金記録の確認の呼び掛けや、年金請求書の提出のために年金事務所に来所した際の年金記録の確認等に取り組んでいるところであり、今後とも適切に対応してまいりたい。

労働者協同組合法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年五月二十日

提出者

厚生労働委員長 橋本 岳

労働者協同組合法等の一部を改正する法律

（労働者協同組合法の一部改正）

第一条 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 労働者協同組合連合会（第九十五条―第二百三十三条）」を「第二章の二 特定労働者協同組合（第九十四条の二―第九十四条同組合連合会（第九十五条―第二百三十三条）の十九）」に、「第二百三十三条」を「第二百三十二条の二」に改める。

第三条第六項第一号中「次号」の下に「及び第九十四条の四第四号」を加え、同項第二号中「第三十五条第五号」の下に「及び第九十四条の四」を加える。

第三十五条第三号中「除く」の下に「。第九十

四条の四第一号口において同じ」を加える。

第四十二条第一項中「この条及び第四十五条第五項」を「この章及び次章」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定労働者協同組合

（認定）

第九十四条の二 組合は、次条各号に掲げる基準に適合する組合であることについての行政庁の認定を受けることができる。

（認定の基準）

第九十四条の三 行政庁は、前条の認定の申請をした組合が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該組合について同条の認定をするものとする。

一 その定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること。

二 その定款に解散した場合において組合員に対しその出資額を限度として分配した後、の残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合（前条の認定を受けた組合をいう。以下同じ。）に帰属する旨の定めがあること。

三 前二号の定款の定め違反する行為（前二号及び次号に掲げる基準の全てに該当していた期間において、剰余金の配当又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。

四 各理事（清算人を含む。以下この号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と厚生労働省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総

数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

(欠格事由)

第九十四条の四 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する組合は、第九十四条の二の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 特定労働者協同組合が第九十四条の十

九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該特定労働者協同組合の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から二年を経過しないもの

ロ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条、第二百六

条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第九十四条の十九第一項又は第二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの

三 その定款の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反しているもの

四 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定の申請)

第九十四条の五 第九十四条の二の認定の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

一 名称及び代表理事の氏名

二 事業を行う都道府県の区域及び事務所の所在場所

2 前項の申請書には、定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(認定に関する意見聴取)

第九十四条の六 行政庁は、第九十四条の二の認定をしようとするときは、第九十四条の四第一号二及び第四号に規定する事由の有無について、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(名称の使用制限)

第九十四条の七 特定労働者協同組合でない者は、その名称中に、特定労働者協同組合であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(認定の公示)

第九十四条の八 行政庁は、第九十四条の二の認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(変更の認定)

第九十四条の九 特定労働者協同組合は、主たる事務所の所在場所の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更の認定を受けようとする特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 第九十四条の三及び第九十四条の四(第二号を除く。)の規定は第一項の変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

5 第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

6 第一項の変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(変更の届出)

第九十四条の十 特定労働者協同組合は、名称又は代表理事の氏名の変更(合併に伴うものを除く。)があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 行政庁は、前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(監事の選任等の特例)

第九十四条の十一 特定労働者協同組合は、監事のうち一人以上は、第三十二条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

2 前章第五節第四款の規定は、特定労働者協同組合については、適用しない。

(報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等)

第九十四条の十二 特定労働者協同組合は、毎

事業年度初めの三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程

二 前事業年度の役員名簿(役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。第六項及び第九十四条の十四において同じ。)

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める書類

2 前項各号に掲げる書類(以下「報酬規程等」という。)は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から五年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければならない。

4 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から三年間、当該報酬規程等の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該報酬規程等が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第二号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

5 何人も、特定労働者協同組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、特定労働者協同組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 報酬規程等、定款、貸借対照表又は損益計算書が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 報酬規程等、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6 前項の規定にかかわらず、特定労働者協同組合は、役員名簿について同項の請求があつた場合には、これに記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除くとして、同項の閲覧をさせることができる。

(報酬規程等の提出)
第九十四条の十三 特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度一回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならない。ただし、前条第一項第一号に掲げる書類については、既に行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

(報酬規程等、貸借対照表等の公開)
第九十四条の十四 行政庁は、特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等、貸借対照表若しくは損益計算書(過去五年間に提出を受けたものに限る。)又は定款について閲覧又は謄写の請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これらの書類(役員名簿については、これに記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの)を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(剰余金の配当の禁止等)
第九十四条の十五 特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはならない。

2 第三条第二項(第五号に係る部分に限る。)、第七十七条及び第七十八条の規定は、

特定労働者協同組合については、適用しない。

(合併の公示)

第九十四条の十六 行政庁は、特定労働者協同組合を全部又は一部の当事者とする合併について第九十一条の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(残余財産の分配等)

第九十四条の十七 特定労働者協同組合の清算人は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に對し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、次条第一項の規定による行政庁に対する清算終了の届出の時に對して、定款で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属する。

4 第一項及び前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算終了の届出等)

第九十四条の十八 特定労働者協同組合の清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 行政庁は、特定労働者協同組合から第八十条第三項又は前項の規定による届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し)

第九十四条の十九 行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九

十四条の二の認定を取り消さなければならない。

一 第九十四条の四各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他の不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けたとき。

三 第九十四条の十五第一項又は第九十四条の十七の規定を遵守していないとき。

四 正当な理由がなく、第二百二十七条第一項の規定による命令に従わないとき。

五 特定労働者協同組合から第九十四条の二の認定の取消しの申請があつたとき。

2、行政庁は、特定労働者協同組合が次のいずれかに該当するときは、第九十四条の二の認定を取り消すことができる。

一 第九十四条の三各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 第九十四条の十一第一項、第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項まで又は第九十四条の十三の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政庁の処分違反したとき。

3 行政庁は、前二項の規定により第九十四条の二の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二百二十八条中「第三条第六各号に該当する疑い」の下に「若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第四号に該当する疑い」を、「に該当する疑い」の下に「若しくは特定労働者協同組合の役員について第九十四条の四第一号に該当する疑い」を加える。

と疑うに足る相当な理由」の下に「若しくは特定労働者協同組合について第九十四条の四第四号に該当すると疑うに足る相当な理由」を、「第三十五条第五号に該当すると疑うに足る相当な理由」の下に「若しくは特定労働者協同組合の役員について第九十四条の四第一号に該当すると疑うに足る相当な理由」を、「当該組合」の下に「若しくは特定労働者協同組合」を加える。

第二百三十三条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改め、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第二百三十二条の二 偽りその他の不正の手段により第九十四条の二の認定又は第九十四条の九第一項の変更の認定を受けた場合には、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十四条中「前条」を「前二条に」、「同条」を「各本条」に改める。

第二百三十六条第一項第三号中「又は第八十六条第一項」を、「第八十六条第一項」に、「の規定」を「の規定又は第九十四条の十二第一項若しくは第三項から第五項までの規定」に改め、同項第六号中「規定又は」の下に「第九十四条の十第一項若しくは」を加え、同項第八号中「の規定の下に」又は第九十四条の十一第一項の規定を、「第三十二条第五項」の下に「又は第九十四条の十一第一項」を加え、同項第二十七号を同項第三十号とし、同項第二十六号を同項第二十九号とし、同項第二十五号の次に次の三号を加える。

二十六 第九十四条の十三の規定に違反して、報酬規程等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯を支援するため、令和四年四月二十八日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される次に掲げる給付金をいう。

一 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給されるもの

二 前号に掲げるもののほか、市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるもの

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金についても適用

する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなつた者が自ら令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金を使用することができるようになるため、令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸

建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第三十四条―第四十条)」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等措置(第三十三条の二・第三十三条の三)」、(第三十四条―第四十条)に、「第七章 雑則(第六十八条―第七十一条)」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用第七章 雑則(第六十八条―第七十一条)」促進区域における措置(第六十七条の二―第六十七条の六)に改める。

第一条中「の向上に」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進(以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。))に、「建築物のエネルギー消費性能の向上を」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を」に改める。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、「以下」の下に「この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において」を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十七条の二第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項

第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第五条中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十七条第一項及び第二十一条第一項中、「政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置

第二十八条の見出しを「(特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力)」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、「あって、その」の下に「一年間に」を加え、「(以下)を」(以下この項及び次条第一項において)に、「以下」を。同項において「一次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主(自らが定めた共同住宅等(共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。))の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当

該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。)の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準」に改め、同条第一項中「特定建築主を「分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。)ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。))に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改め、「向上」の下に「建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物において確保されるエネルギー消費性能を超えるエネルギー消費性能を当該建築物において確保することをいう。以下同じ。」を加え、同条第二項中「特定建築主を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー

消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三章第六節の節名を次のように改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条の見出しを「(特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力)」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者」に改め、「定めた」及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間に」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「請負型規格住宅」を「この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、「政令で定める住宅区分(第三十三条第一項において「住宅区分」という。)ごとに」を削り、「以下」を「同項において」に、「請負型規格住宅を次条第一項を「請負型一戸建て規格住宅を同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者(自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等(以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。)の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「(請負型一戸建て規格

住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等(以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。)ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者(次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。))に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三十三条の見出し中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅(その戸数が第三十一条の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。))」を「請負型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に、「請負型規格住宅の」を「請負型一戸建て規格住宅等の」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第三項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

(販売事業者等の表示)

第三十三条の二 建築物の販売又は賃貸(以下この項並びに次条第一項及び第四項において「販売等」という。)を行う事業者(次項及び同条において「販売事業者等」という。)は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

(販売事業者等に対する勧告及び命令等)

第三十三条の三 国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第二項の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従つてエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができ

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、建

建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十四条第一項中「は、エネルギー消費性能の向上」を「は、エネルギー消費性能の一層の向上」に、「又はエネルギー消費性能の向上」を「又はエネルギー消費性能の一層の向上」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第二項第三号中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第三項中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

第三十五条第一項第一号中「建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ」を削り、「エネルギー消費性能の向上の一層」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同項第三号並びに同条第八項及び第九項中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第四十三条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

第六十七条の二 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十七条の六において「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定（第五項及び第六十七条の六において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

町村」という。）は、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置を促進するため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物の建築主等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築主の努力）

第六十七条の四 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内においては、建築主は、その建築又は修繕等を行うとする建築物について、再生可能エネルギー利用設備を設置するよう努めなければならない。

（建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備に係る説明）

第六十七条の五 建築主は、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において、計画作成市町村の条例で定める用途に供する建築物の建築で当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する設計の委託をした建築主から同項の規定による説明を要しない旨の意思の表明があった場合については、適用しない。

3 建築主は、第一項の規定による書面の交付に代えて、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を

第十二条の見出し中「特定建築物の」を削り、同条第一項を次のように改める。

建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が小さいものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築をする場合における同法第六条第一項、第四項若しくは第七項若しくは第六条の二第一項、第四項若しくは第六項の規定又は同法第十八条第三項若しくは第十四項の規定の適用及び同法第七条の五に規定する同号に掲げる建築物の建築の工事をする場合における同法第七条第四項若しくは第五項、第七条の二第一項、第五項若しくは第七項、第七条の三第四項、第五項若しくは第七項若しくは第七条の四第一項、第三項若しくは第七項の規定又は同法第十八条第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項若しくは第二十三項の規定の適用については、この限りでない。

第三章第一節中第十一条を第十条とする。

第十二条第一項中「特定建築行為を」を「前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であつて、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）を」に、「特定建築物」を「建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建

築物の部分）」に改め、「計画をいう。以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十二条第二項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に、「所管行政庁に提出しなければならない」を「提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十二条第六項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、同条第七項中「建築主は、」を削り、「特定建築行為」を「要確認特定建築行為」に改め、「ときは」の下に、「前項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない」を「しなれば」に改め、同条第八項中「特定建築行為」を「要確認特定建築行為（第一項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「以下」の下に「この条及び次条第二項において」を加え、同条第二項中「特定建築行為」の下に「であつて、建築基準法第十八条第二項の規定による通知を要するもの（以下この条において「要通知特定建築行為」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、要通知特定建築行為が、建築物工

ネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

第十三条第三項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に、「通知しなければならない」を「通知し、建築物エネルギー消費性能適合性判定を求めなければ」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合には、同項ただし書の規定を準用する。

第十三条第六項中「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、同条第七項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為」に改め、同条第八項中「国等の機関の長は、」を削り、「において」の下に「同項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は」を加え、「前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない」を「しなれば」に改め、同条第九項中「特定建築行為」を「要通知特定建築行為（第二項ただし書に規定する国土交通省令で定める特定建築行為であるものを除く。）」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条中「第十一条を」を「第十条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「実施等」を「実施」に改め、同条第一項中「第四十四条から第四十七条まで」を「第三十六条から第三十九条まで」に、

「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、「者」との下に、「第十一条第二項及び

第十二条第三項中「同項ただし書」とあるのは「前項ただし書」とを加え、同条第三項を削り、同条を第十四条とする。

第十六条を削る。

第十七条の見出し中「特定建築物に係る」を削り、同条第一項中「第十四条又は前条」を「第十三条」に、「特定建築物の」を「第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の」に、「に、特定建築物」を「に、当該建築物」に、「特定建築物」を「当該建築物」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条及び第三章第二節並びに同章第三節の節名を削る。

第二十三条第一項を次のように改める。

建築主は、第十条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築をしようとする場合において、当該建築物が特殊の構造又は設備を用いるため建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものであるときは、国土交通大臣に対し、当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の認定を申請することができる。

第二十三条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

第五十八条第二項中「第十七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第五十条とする。

第五十九条第一項中「、あらかじめ」を削り、同条を第五十一条とする。

第六十条第一項中「第四十五条各号」を「第三十七条各号」に改め、同条第二項第一号中「第四十七条第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条」を「第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条」に改め、同条第二号中「第五十三条第一項」を「第四十五条第一項又は第三項」に改め、同条第三号中「第五十四条第二項各号」を「第四十六条第二項各号」に改め、同条第四号中「第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条」を「第四

十五条第四項、第四十八条又は第四十九条」に改め、同条を第五十二条とする。

第六十一条第一項中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「単に」を削り、「第二十三条第一項」を「第十六条第三項」に改め、同条第二項中「第四十七條第一項及び第四十八条」を「第三十九条第一項及び第四十条」に、「第四十七條第二項及び第三項、第四十九条並びに第五十一条から第五十九条まで」を「第三十九条第二項及び第三項、第四十一条並びに第四十三条から第五十一条まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第三十九条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十五条第二項第二号
第四十条第二項	第三十六条から第三十八条まで	第五十三条第一項、第五十四条及び第五十五条
第四十一条第一項ただし書	第三十七条各号	第五十四条各号
第四十三条	適合性判定員	第五十六条の評価員
第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条第一項、第五十一条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十五条	判定業務規程	評価業務規程
第四十八条	第三十八条第一項各号	第五十五条第一項各号

第六章第二節中第六十一条を第五十三条とする。

第六十二条第一号中「第四十五条第一号」を「第三十七条第一号」に改め、同条第二号中「第六十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条を第五十四条とし、第六十四条を第五十六条とする。

第六十五条第一項中「第六十二条第一号」を「第五十四条第一号」に改め、同条第二項第一号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第四十七條第二項、第四十九条第二項、第五十四条第一項、第五十五条又は第五十九条第一項」を「第三十九条第二項、第四十一条第二項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十条第一項、第四十六条第一項、第四十七条又は第五十

一条第一項」に改め、同項第二号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十三条第一項」を「第四十五条第一項又は第三項」に改め、同項第三号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十四条第二項各号」を「第四十六条第二項各号」に改め、同項第四号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十三条第三項、第五十六条又は第五十七条」を「第四十五条第四項、第四十八条又は第四十九条」に改め、同条第三項中「第六十条第三項」を「第五十二条第三項」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十六条第一項第二号中「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に、「第五十九条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同条第二項中「しよ」とを削り、同条を第五十八条とし、第六十七条を第五十九条とする。

第六十七条の二第一項及び第二項第三号中「第六十七条の六」を「第六十四条」に改め、第六章の二中同条を第六十条とする。

第六十七条の三「第六十七条の五第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条を第六十一条とし、第六十七条の四を第六十二条とし、第六十七條の五を第六十三条とする。

第六十七條の六中「第六十七條の二第六項」を「第六十条第六項」に改め、同条を第六十四条とし、第七章中第六十八條を第六十五条とし、第六十九條から第七十一条までを三条ずつ繰り上げる。

第七十二条第一項中「第五十一条第六十一条第二項」を「第四十三条(第五十三条第二項)に改め、同条第二項中「第六十条第二項又は第六十五條第二項」を「第五十二条第二項又は第五十七條第二項」に改め、第八章中同条を第六十九條とする。

第七十三条中「第十四條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第七十条とする。

第七十四条中「第十六條第二項、第十九條第三項、第三十條第三項、第三十三條第三項又は第二十六條第三項又は第二十八條第三項」に改め、同条を第七十一条とする。

第七十五条第一号中「第十七條第一項、第二十一条第一項、第三十條第四項、第三十三條第四項、第三十三條の三第四項若しくは第四十三條第一項」を「第十五條第一項、第二十三條第四項、第二十六條第四項若しくは第二十八條第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五十八條第一項」を「第五十条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十二条とする。

第七十六条第一号を削り、同条第二号中「第五十五条第一項(第六十一条第二項)」を「第四十七條第一項(第五十三条第二項)」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第五十五條第二項(第六十一条第二項)」を「第四十七條第二項(第五十三條第二項)」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第五十九條第一項(第六十一条第二項)」を「第五十一条第一項(第五十三條第二項)」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第七十三条とする。

第七十七条中「第三十七條」を「第三十二条」に改め、同条を第七十四条とする。

第七十八條中「第七十二条第二項又は第七十三條」を「第六十九條第二項又は第七十條」に改め、同条を第七十五条とする。

第七十九條第一号中「第四十九條第二項(第六十一条第二項)」を「第四十一条第二項(第五十三條第二項)」に改め、同条第二号中「第五十四條第

一項(第六十一条第二項)を「第四十六条第一項(第五十三条第二項)に、「第五十四条第二項各号第六十一条第二項」を「第四十六条第二項各号第五十三条第二項」に改め、同条を第七十六条とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。

附則第二条の前の見出しを削り、同条から附則第四条までを次のように改める。

第二条から第四条まで 削除

(建築基準法の一部改正)

第三条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては」を削り、

「おいて」の下に「居室の種類に応じ」を加える。

第五十二条第三項中「及び第六項」を「並びに第六項第二号及び第三号」に、「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「第六項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第六項中「政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 政令で定める昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限

る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

第三 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

第五十八条に次の二項を加える。

(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

2 前項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、同項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとすることができる。

第五十三条第五項に次の一号を加える。

3 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第八十六条第一項中「に建築される」を「において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。)をする」に、「建築されるもの」を「建築等をするもの」に、「のうち」を「について」に、「認めるもの」を「認めるときは、当該一又は二以上の建築物」に改め、同条第三項中「建築物が建築される」を「において建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「ときは、当該区域内における」に改め、同条第三項中「建築される」を「において建築等をする」に、「のうち」を「について」に、「ものについては、」を「ときは、当該一又は二以上の建築物に対する」に、「当該建築物」を「当該一又は二以上の建築物」に改め、同条第四項中「建築物が建築される」を「において建築物の建築等をして」に、「存することとなる」を「おける」に、「建築される」を「当該建築等をする」に改め、同条第六項中「申請し

第五十五条第四項中「規定は、」の下に「第三項又は」を加え、「場合に」を「場合について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「一」を「い」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十八条第二項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前二項の

ようにする」を「申請する」に改め、同条第七項中「建築を」を「建築等をする」に改める。

第八十六条の二の見出し中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同条第一項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。)をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第二項中「一敷地内認定建築物以外の建築物を」を削り、「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をする」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第三項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をする」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第四項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第八十六条の四各号中「建築する」を「建築等をする」に改める。

第八十六条の七第一項中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に、「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項(第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項及び第三項中「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項」に改め、同条第四項中「同条第三項第三号及び第四号」を「同条第三項」に改める。

第八十七条第四項中「第三条第三項第三号及び第四号」を「第三条第三項」に改める。

第一百一条第一項第六号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

第四条 建築基準法の一部を次のように改正す

る。

第二条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第七号の二中「第九号の三口」の下に「及び第二十六条第二項第二号」を加え、同条第九号の二イ中「主要構造部が」を「主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分(以下「特定主要構造部」という。が、」に改め、同号イ(2)中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第十七号中「第五条の六第二項及び第六条第三項第二号において」を「以下」に、「第六条第三項第三号において同じ。」を「同号において同じ。」を「に改める。」

第五条の六第二項中「この項及び次条第三項第二号において」を削る。

第六条第一項中、「第一号から第三号まで」を「第一号若しくは第二号」に、「から第三号までに掲げる規模」を「又は第二号に規定する規模」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物

第六条第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第六項中「第六条の三第一項の」を「第六条の三第一項本文に規定する」に改める。

ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該

各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事がするときは又は前条第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七条の二十四第一項の確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

二 当該建築物の計画(第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査(前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。)

第六条の四第一項第三号中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第七条の六第一項中「から第三号までの」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。

第十八条第四項本文中「審査の下に」(以下この項及び次項において「審査」という。)を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識

及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事がするときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従った構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査

二 当該建築物の計画(第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(前号に掲げる審査に該当するものを除く。)

第十八条第五項中「第三項に規定する」を削り、同条第二十四項中「から第三号までの」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。

第二十条第一項中「それぞれ」を削り、同項第二号中「第六条第一項第二号に掲げる」を「木造の」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートル」を「地階を除く階数が四以上であるもの又は高さが十六メートル」に、「同項第三号に掲げる」を「木造以外の」に改め、同項第三号中「のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これ

らに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの(前号に掲げる建築物を除く。を(前号に掲げる建築物を除く。のうち、第六条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(木造の建築物にあつては、地階を除く階数が三以上であるもの又は延べ面積が三百平方メートルを超えるものに限る)に改める。

第二十一条第一項中「主要構造部を」を「特定主要構造部を」に、「主要構造部に」を「特定主要構造部に」に改め、同条第二項中「次の各号のいずれかに適合する」を「その壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するためにこれらに必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が二以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二十三条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第二十六条中「各区画の」を「各区画における」に改め、同条に次の一項を加える。

2 防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて他の部分と有効に区画されている部分(以下この項において「特定部分」という。)を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当

改める。

第二十二条中「第九号」を「第十号」に改める。
第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定を除く。及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。)、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に一章を加える改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定に限る。)、第四条(建築基準法第二条の改正規定(同条第十七号の改正規定を除く。)、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第五十二条第十四号の改正規定、同法第六十一条に一項を加える改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定(から第三号まで)を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。に限る。及び第七十七条の規定並びに附則第四条、第八条(登録免許税法昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百五十五号の二(一)の改正規定(第十五条第一項)

を「第十四条第一項」に改める部分を除く。及び同号(二)の改正規定(第二十四条第一項)を「第十七条第一項」に改める部分を除く。に限る。及び第九条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、この法律の施行の日(以下この条、次条及び附則第十三条において「施行日」という。)以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正後の建築基準法第六条第一項又は第十八条第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(消防法の一部改正)

第七条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一百五十五号の二(一)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号(二)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

(国土交通省設置法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

一 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第十三条第一項第三号
二 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十条第九項及び

第十項並びに第五十四条第一項第一号、第八項及び第九項 三 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第 号)第四百十八条(見出しを含む) (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正) 第十條 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。 第二十五条中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める。 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正) 第十一條 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。 第二十四条中「第五十二條第六項」を「第五十二條第六項第一号」に、「並びに」を「並びに同項第二号に規定する」に改める。 (都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正) 第十二條 都市の低炭素化の促進に関する法律の一部を次のように改正する。 第十條第九項中「第十二條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十二條第三項」を「第十一條第三項に改め、同條第十項を削る。 第五十四條第八項中「第十二條第一項」を「第十一條第一項」に、「第十二條第三項」を「第十一條第三項」に改め、同條第九項を削る。 (調整規定) 第十三條 施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の	施行の前である場合には、同法第四百十八條のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第四十五條第三号の改正規定中「第四十五條第三号」とあるのは「第三十七條第三号」と、同法第七十二條の改正規定中「第七十二條」とあるのは「第六十九條」とする。 理 由 建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることにより、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲の拡大及び市町村が定める区域において再生可能エネルギー利用設備の設置の促進のために必要な措置を講ずる制度の創設並びに木造建築物に係る建築確認の対象範囲の拡大、防火及び構造に関する規制の合理化、建築物の高さ等の制限に係る特例許可制度の拡充並びに既存不適格建築物に関する規制の合理化等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	(一) 題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改めるとともに、目的に建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進を図ることを追加すること。 (二) 一定の適用除外を除く全ての建築物について、建築主が建築をしようとするときは、当該建築物(増改築の場合は、当該増改築部分)を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないこと。 (三) 建築物の販売又は賃貸を行う事業者は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならないとし、国土交通大臣は、販売事業者等に対し、国土交通大臣が告示したところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、勧告をすることができるとすること。 (四) 市町村が作成する計画において定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域において、一定の場合を除き建築士はその設計に係る建築物に設置できる再生可能エネルギー利用設備について建築主に説明しなければならないとし、また、2の(四)の容積率、建蔽率又は建築物の高さの制限に係る特例許可制度の適用についての特例措置を講じること。	分が耐火構造である建築物等をいうこと。 (三) 地階を除く階数が三である木造建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下であるものの等の構造方法は、簡易な構造計算である許容応力度計算等で確かめられる安全性を有するものでよいこと。 (四) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物で、特定行政庁が許可したもの容積率、建蔽率又は建築物の高さは、その許可の範囲内において、法の規定等による限度を超えるものとすることができること。 (五) 既存不適格建築物に対する制限について、政令で定める範囲内において増築等をする場合に緩和の対象となる規定を追加すること。 3 建築士法の一部改正 地階を除く階数が三以下であり、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下である建築物及び建築物の部分等を新築する場合における設計及び工事監理については、一級建築士の業務独占範囲から除き、二級建築士がすることができるとこと。 4 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正 独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅のエネルギー消費性能の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。 5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 二 議案の可決理由
--	---	---	---

建築物のエネルギー消費性能の一層の向上及び建築物における木材の利用の更なる促進を図ることに、我が国における脱炭素社会の実現に資するため、所要の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月二十四日

国土交通委員長 中根 一幸
衆議院議長 細田 博之殿

〔別紙〕

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 省エネ基準の適合義務制度の対象が住宅を含む原則全ての建築物に拡大されることに伴い、国民に大きな影響が及ぶことを踏まえ、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性及び本法に盛り込まれた制度等の内容をわかりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。

二 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大による市場の混乱が生じないよう、十分な準備期間を置き、中小工務店向けの講習会の実施等による関係事業者等の省エネ基準や省エネ技術に係る習熟度向上に対する支援の充実を図ること。

三 二〇三〇年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を図るため、大手住宅事業者が担う住宅トツプランナー基準によって省エネ性能の一

層の向上を推進するよう国として促すとともに、財政上及び税制上の支援措置について検討すること。

四 建築物の利用者に対して省エネ性能に関する情報提供を行い、省エネ性能の高い建築物が選択される市場環境を整備するため、省エネ性能表示制度の活用を推進しその実施状況を見ながら表示制度義務化の検討を行うとともに、告示に従っていない場合の勧告が適切に行われるよう、勧告を行う基準を明確にすること。

五 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅金融支援機構による融資制度等に関する情報の積極的な提供を促すこと。また、低所得世帯の家計に占める光熱費負担割合の高さや断熱性能の低い住宅に住むことによる健康リスクが大きいことに鑑み、既存の賃貸住宅への断熱改修の目標を設定するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、財政上及び税制上の一層の支援措置を検討すること。

六 既存の住宅・建築物の省エネ改修等を推進するに当たり、悪質な事業者による詐欺的な事件を防止し、消費者が安心して省エネ改修等を行うことができる環境を整備するため、関係法令の適切な執行や相談窓口の消費者への周知等の総合的な対応策を強化し、関係府省庁等が一体となって実施すること。

七 伝統的構法による木造建築物の建築に支障が生じないよう、気候風土適応住宅に係る所管行政庁による地域の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた要件設定を促進するとともに、引き続き規制の合理化に向けてその在り方について検討を進めること。

八 市町村による建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定が効果的かつ適切になされるよう、市町村に対し、必要となる情報の提供を行

うとともに、助言等支援を行うこと。

九 建築物再生可能エネルギー利用促進区域について、地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業の促進区域等と密接な連携を行い、各府省庁がそれぞれ行う再生可能エネルギー導入促進策を優先的に適用するなど関係府省庁横断的な政策の推進を行うこと。

十 建築確認等における審査省略制度(四号特例)の対象が大幅に縮小されることにより、事務等に混乱が生じることがないよう、デジタル化の推進等の申請側及び審査側双方の負担軽減に資する必要な措置を講ずること。

十一 安全性の確保を前提としつつ、中大規模建築物の木造化や混構造等の部分的な木造化による木材活用の推進に資するよう、建築基準法に係る技術的基準を適切に定めること。また、最近の建築資材の価格高騰等に鑑み、国産材の安定供給に向けた木材供給事業者と工務店等の連携促進の取組を推進すること。

十二 公共建築物に加え、民間建築物の木造化を一層推進するため、建築基準法に基づく適切な技術的基準を制定するとともに、財政上、税制上及び金融上の一層の支援措置を検討すること。

十三 建築物の省エネ性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものの容積率、建蔽率又は建築物の高さの制限に係る特例許可制度について、恣意的な運用が行われないよう、国土交通省令で定める内容は明確にすること。また、当該特例許可制度が適用されるのは許可された箇所のみとすることを徹底し、その他の箇所には適用されないようにすること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本体 本号一部
三二〇円 二四二円